

本編

第1節 埼玉県環境行政の体系

第1節

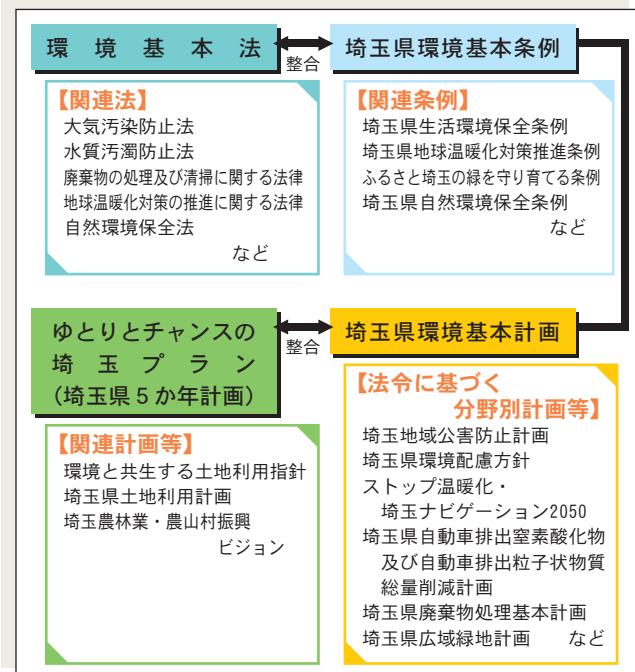
埼玉県環境基本条例（平成6年12月制定）は、環境保全分野の基本法である環境基本法（平成5年11月制定）との整合を図りながら、本県における環境の保全及び創造に関する取組の基本的な方向と枠組みを示したもので、法形式としては一般的な条例と同じですが、環境に関する分野について、他の条例に優越する性格を持ち、他の条例が誘導されるという関係にあります。

その環境基本条例に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成8年3月に初めて埼玉県環境基本計画を策定しました（平成13年3月及び平成19年3月に改定）。

この計画に示した施策の方向に沿って、個別分野の計画等を定め、環境の保全及び創造のための具体的な取組を行っています。

なお、現行の環境基本計画（計画期間 平成19年度～平成28年度）は、平成23年度末に策定後5年を経過し、社会経済や環境の状況等の変化に対応するため、現在改定作業を進めています。

■環境分野の法令・計画の相関図



埼玉県環境基本条例（前文）

人は、豊かな自然の恵みの下に、その生命をはぐくみ、活力ある今日の社会を築いてきた。

しかしながら、便利さや物質的な豊かさを求めて様々な資源やエネルギーを大量に消費する社会経済活動は、自然の再生能力や浄化能力を超えるような規模となり、その結果、すべての生物の生存基盤である地球の環境を脅かすまでに至っている。

武蔵野の雑木林や荒川の清流に代表される豊かな自然に恵まれた私たちの埼玉でも、人口の集中や産業の集積により、活発な社会経済活動が展開される一方、多くの自然が失われ、都市・生活型公害が拡大するとともに、廃棄物の問題が深刻化しつつある。

もとより、私たちは、健康で文化的な生活を営む上で必要とされる良好な環境を享受する権利を有するとともに、その環境を将来の世代に引き継ぐべき責務を有している。

私たちを取り巻く環境は、すべての生命をはぐくむ母胎であり、大気、水、土壤及び様々な生物の微妙な均衡と循環の下に成り立っている。私たちは、このことを深く認識し、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる循環型社会の構築を目指していくなければならない。

私たちは、共に力を合わせて環境の保全及び創造を推進し、水と緑の豊かな埼玉をつくるため、ここに、この条例を制定する。

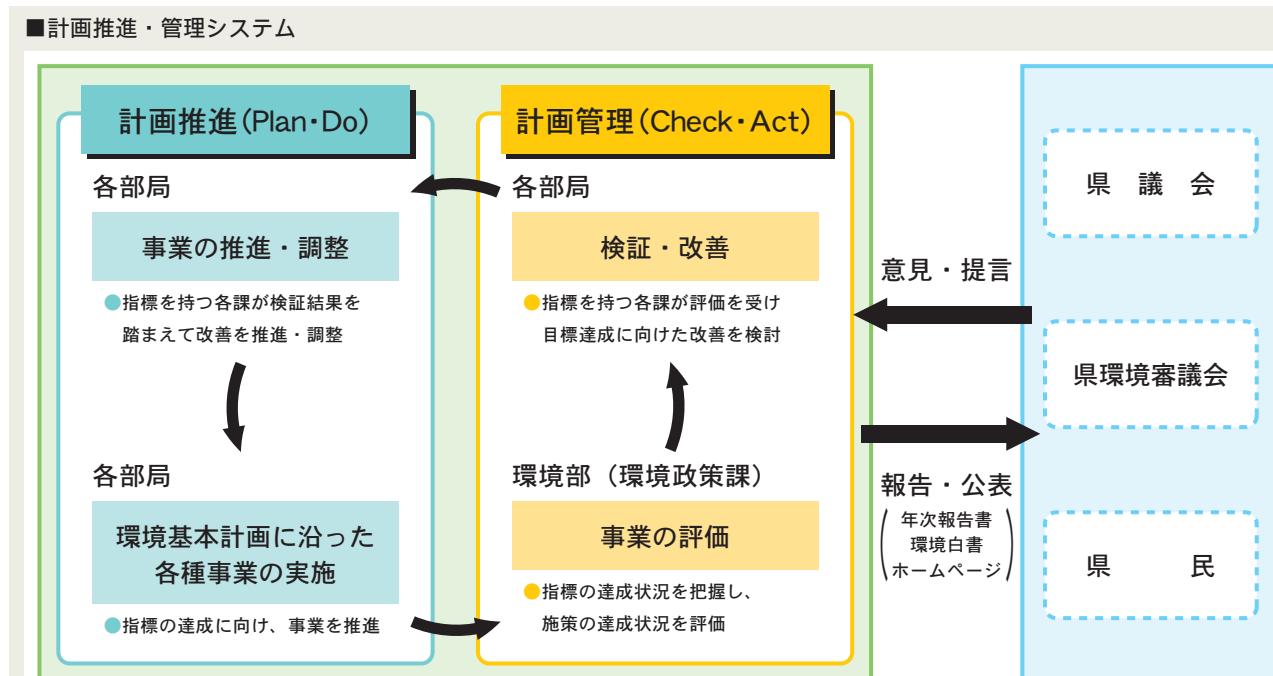
第2節 埼玉県環境基本計画の推進・管理システム

環境基本計画は、「健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる循環型社会の構築」を図るための総合的な計画で、「3つの長期的な目標」と「環境の保全と創造に関する17の施策展開の方向」を定めています。さらに、28の重点取組施策と44の重点取組施策指標を掲げ、今後5年間で達成すべき目標値を設定しています。（各節の目標と進捗状況を参照）

この計画の推進・管理については、環境部（環境政

策課）において指標の達成状況の把握及び評価を行い、各部局ではその評価に基づき、目標達成に向けた改善を検討し事業を推進するという、マネジメントサイクル（Plan→Do→Check→Act）に基づき、おこなっています。

また、計画の推進状況の評価は、環境審議会や「環境の状況に関する年次報告書」により県議会に報告するとともに、環境白書及び県のホームページを通じて、広く情報の開示を行い、意見・提言を求めています。



埼玉県環境基本計画 体系図

[17の施策展開の方向]

[28の重点取組施策]

長期的な目標 I 恵み豊かで 安心・安全な 地域社会の 実現	1 大気環境の保全	1 エコ・カー（低公害車）の普及促進
	2 化学物質対策の推進	2 光化学オキシダント対策の推進
	3 騒音・振動・悪臭の防止	3 リスクコミュニケーションの普及促進
	4 河川等の環境の保全、創造	4 石綿の大気中への飛散防止対策の推進
	5 森林、緑地の保全等の推進	5 古綾瀬川ダイオキシン類汚染底質対策の推進
	6 生物多様性の保全	6 公害防止組織の整備の促進
	7 環境と共生する地域づくりの推進	7 生活排水対策の推進
長期的な目標 II 持続可能な 循環型社会の 構築	8 地球温暖化防止対策等の地球環境問題への対応	12 家庭でできる地球温暖化対策の普及啓発や学校・地域における環境学習の充実
	9 ヒートアイランド対策の推進	13 環境負荷低減に向けた事業者の自主的な取組の推進
	10 廃棄物の3Rと適正処理の推進	14 森林の保全と都市の緑の創出
	11 水循環の健全化と地盤環境の保全	15 ヒートアイランドに負けない都市づくりの推進
	12 環境に配慮した産業の振興	16 人工排熱の抑制対策の推進
		17 地域と共存する安心な再資源化施設の整備と運営
		18 安心して暮らせる廃棄物適正処理の推進
長期的な目標 III 環境の保全と 創造を推進する 協働社会の構築	19 産業廃棄物の大量たい積等への取組の推進	19 産業廃棄物の大量たい積等への取組の推進
	20 地盤沈下防止対策の推進	20 地盤沈下防止対策の推進
	21 環境マネジメントシステムの普及促進	21 環境マネジメントシステムの普及促進
	22 環境保全型農業の促進	22 環境保全型農業の促進
	23 民間団体等による緑地等の維持・管理の推進	23 民間団体等による緑地等の維持・管理の推進
	24 総合的な環境学習の推進	24 総合的な環境学習の推進
	25 環境マネジメントシステムの普及促進	25 環境マネジメントシステムの普及促進
	26 グリーン購入の推進	26 グリーン購入の推進
	27 環境情報の提供と環境科学の振興	27 環境情報の提供と環境科学の振興
	28 海外の研究機関等との研究・人的交流の推進	28 海外の研究機関等との研究・人的交流の推進

第2章 環境の現状と対策

長期的な目標Ⅰ 恵み豊かで安心・安全な地域社会の実現

第1節 大気環境の保全

現況と課題

第1節

大気環境の保全

県内の大気汚染の状況は、自動車や工場・事業場から排出される二酸化窒素（NO₂）と浮遊粒子状物質（SPM）を中心として着実に改善されています。SPMは、平成18年度から5年連続、NO₂は平成19年度から4年連続して、県内のすべての測定局で環境基準を達成しました。

一方、平成21年9月、新たに微小粒子状物質（PM2.5）の環境基準が定められたことから、県内の状況を把握していく必要があります。

また、光化学オキシダントは、すべての測定局で環境基準を達成しておらず、夏期には光化学スモッグ注意報もしばしば発令されていることから、その原因となる揮発性有機化合物などの大気汚染物質の大気中の濃度を低減する必要があります。

今後とも自動車排出ガス対策を進めるとともに、工場等に対する規制の徹底や事業者の自主的な取組の促進によって、大気汚染物質の排出削減を図っていくことが必要です。

講じた施策

大気汚染の原因としては、工場・事業場などから排出されるばい煙や粉じんのほか、自動車の排出ガスなど様々な物質が関係しています。このため、工場・事業場の規制や自動車対策の推進、さらに光化学オキシダント対策などの施策を実施しました。

1 工場・事業場に対する規制、指導

(1) 工場・事業場への立入検査

大気汚染防止法や埼玉県生活環境保全条例に基づく規制基準を遵守させるため、ばい煙を発生する焼却炉やボイラーなどの施設を設置している工場や事業場に対し、隨時立入検査を行いました。

(2) 改善命令等の行政措置

立入検査の結果、基準に違反した工場・事業場に対しては、改善勧告などの行政措置を行いました。

表1-1-1 大気汚染防止法及び埼玉県生活環境保全条例に基づく届出施設数
(平成22年度)

ばい煙発生施設	大気汚染防止法施設数	埼玉県生活環境保全条例施設数	
		うち焼却炉	うち焼却炉
県	4,594	186	1,083
市*	2,501	80	474
合計	7,095	266	1,557

* さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、所沢市、春日部市、上尾市、草加市、越谷市が所管する施設数。なお、さいたま市は市条例での届出分を含む。また、所沢市は市条例で届出している焼却炉を含む。

表1-1-2 大気汚染防止法及び埼玉県生活環境保全条例に基づく立入検査数及び行政措置数
(平成22年度)

立入検査等	大気汚染防止法及び埼玉県生活環境保全条例													
	ばい煙発生施設	粉じん発生施設 ^{※2}	揮発性有機化合物排出施設	指定炭化水素類発生施設	有害大気汚染物質規制事業所	合計								
立入検査数	立入検査数	立入検査数	立入検査数	立入検査数	立入検査数	立入検査数	立入検査数	立入検査数	立入検査数	立入検査数				
県	3,054	238	8	1,303	0	222	2	1,307	0	117	41	2	6,003	12
市 ^{※1}	1,357	174	26	431	0	21	1	638	1	29	24	0	2,476	28
合計	4,411	412	34	1,734	0	243	3	1,945	1	146	65	2	8,479	40

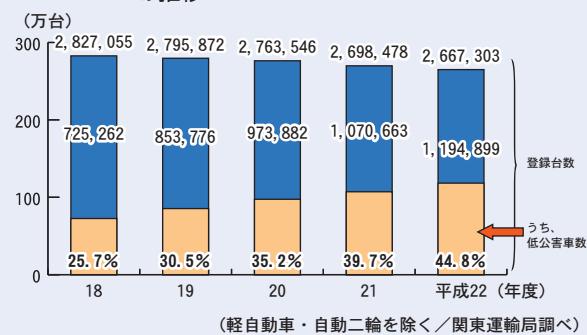
*1 さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、所沢市、春日部市、上尾市、草加市、越谷市が実施した立入検査数。なお、さいたま市は市条例での実施分を含む。また、所沢市は市条例で実施しているばい煙発生施設の焼却炉を含む。

*2 粉じん発生施設の立入検査数は、特定粉じん（石綿）排出等作業に係るものは含まない。

2 自動車対策の推進

自動車の排出ガスによる大気汚染の改善を図るために、埼玉県生活環境保全条例に基づくディーゼル車の運行規制、次世代自動車導入補助・融資などによる普及促進をはじめ様々な対策を展開しています。

図1-1-1 県内の自動車保有台数及び低公害車普及割合の推移



※低公害車＝天然ガス自動車、電気自動車（燃料電池車を含む。）、ブルーリンハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車、メタノール自動車、国土交通省が認定する低燃費かつ低排出ガス自動車

(1) 自動車対策の計画的推進

自動車 NO_x・PM法^{※1}に基づき県が定めた総量削減計画^{※2}の目標を達成するため、計画の進行管理を行っています。調査の結果、平成21年度の計画地域内の排出量は、窒素酸化物11,131 t /年、粒子状物質319 t

/年となり、計画の基準年である平成9年度に比べ、それぞれ52%、89%減少しました。

- ※1 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法
- ※2 埼玉県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画

(2) ディーゼル車対策

県では埼玉県生活環境保全条例により、粒子状物質(PM)排出基準を満たさないディーゼル車の運行を県内全域で禁止しています。条例に適合していない自動車使用者に対して、警告書等を発行し、指導を行いました。

また、粒子状物質減少装置装着や最新排出ガス規制適合車買換えに対し、低利融資を行いました。

表1-1-3 平成22年度車両検査実績

検査の種類	検査台数	適合車	適合率(%)
路上検査 走行車両を止めて行う検査	501	474	95
拠点検査 建設現場など車が集まる場所で行う検査	617	573	93
事業場検査 車の使用者の事業場に対して行う検査	2,275	2,175	96
合 計	3,393	3,222	95

※ 上記以外にビデオカメラで走行車両を撮影して行う調査も行っています。

(3) アイドリング・ストップ、自動車使用管理計画制度に係る指導

アイドリング・ストップの実施を指導するとともに、粒子状物質(PM)等の排出抑制に向け自動車使用管理計画書・実績報告書を作成する事業者への指導を行いました。

(4) 次世代自動車の普及促進

電気自動車や天然ガス自動車、ハイブリッド自動車のトラック・バスを導入する事業者に対して費用の一部を補助しました。さらに、電気自動車等のための一般開放用充電設備を導入する事業者に対し、費用の一部を補助することで次世代自動車の導入の促進を図りました。

(5) 県の率先実行

公用車を更新する際は、次世代自動車を率先して導入しています。平成22年度は、ハイブリッド自動車、天然ガス自動車など35台を導入しました。

(6) 広域的な自動車対策の推進

九都県市では共同して自動車排出ガス対策を推進しています。平成22年度は、ディーゼル車に対する拠点検査などの一斉取締りを行いました。また、低公害車を共同して指定し、その普及に努めました。

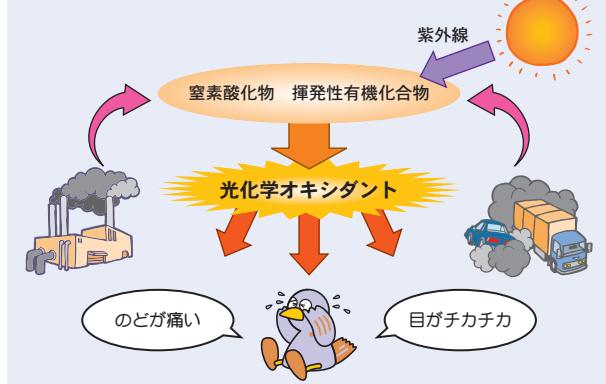
(7) 自動車交通対策の推進

二酸化炭素排出量が増加するなど環境への負荷が大きい交通渋滞の解消を図るため、交差点の改良などの対策を進めています。特に、右折帯のない交差点で交通渋滞が発生していることから、整備効果の高い交差点を選定し、平成20年度に交差点整備計画(3か年)を策定しました。平成22年度は22か所の交差点で改良事業を進め、3年間で55か所の交差点改良を実施しました。

また、過度な自動車利用から鉄道やバスなどの公共交通機関の利用を促すため、ライフスタイルを見直すアンケート等、コミュニケーションを中心として自発的な転換を促す取組「かしこいクルマの使い方を考えるプロジェクト」(モビリティ・マネジメント)を実施しています。平成22年度は熊谷地域の住民・事業所・学校を対象に実施しました。

3 光化学オキシダント対策の推進

図1-1-2 光化学スモッグ発生のしくみ



(1) 法令に基づく原因物質の排出抑制

光化学オキシダント発生の原因物質である揮発性有機化合物(VOC)は、揮発しやすく大気中で気体となる有機化合物の総称で、塗料、印刷インキ、接着剤、金属洗浄、クリーニングなどの溶剤として様々な分野で使用されています。このVOCの排出抑制を目的として規制対象事業者に対し、大気汚染防止法及び埼玉県生活環境保全条例に基づく立入検査を行いました。

(2) 事業者の自主的取組の促進

VOCを排出する規制対象外の事業者を訪問し、自主的な取組の状況を把握するとともに、排出抑制に関する具体的な助言・指導を行いました。

また、セミナーを開催するなどVOCの排出を抑制する取組の普及促進を図りました。

(3) 広域的な調査研究及び対策

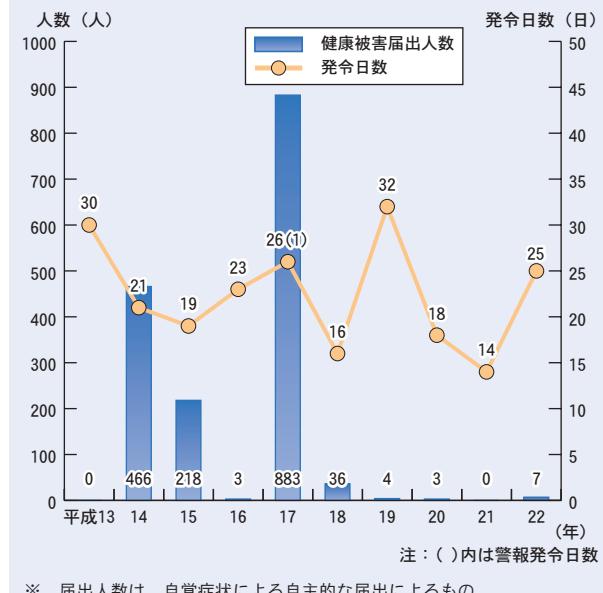
光化学オキシダント対策には、県域を越えた対策が必要なことから、東京都、神奈川県、千葉県との間で測定データを相互に交換しました。

さらに、環境省の大気汚染物質広域監視システム（愛称：そらまめ君）にデータの提供を行い、広域的な調査研究及び対策の推進に努めました。

(4) 健康被害の未然防止

光化学オキシダントによって、目やのどの痛みなどの健康被害が発生することがあります。こうした健康被害を防止するため、光化学オキシダント濃度が一定の基準以上になり、かつ、気象条件からみてその状況が継続すると認められた場合は、光化学スモッグ注意報を発令して、県民に周知しました。平成22年の光化学スモッグ注意報の発令日数は25日で、光化学オキシダントが原因と思われる健康被害の届出は7人（4件）でした。

図1-1-3 光化学スモッグ注意報発令日数と健康被害届出人数



4 監視測定の実施

(1) 大気汚染の常時監視

県及び市^{*}が設置する一般環境大気測定局58局と自動車排出ガス測定局28局の合計86局で大気汚染状況を常時監視しました。これらの測定局では、環境基準が定められている二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダントのほか、大気汚染に深く関わりのある風向風速などについても自動測定しています。これらの大気汚染物質については、光化学オキシダントを除いて環境基準を達成しました。PM2.5については、平成23年3月に、3か所の測定局に自動測定機を設置しました。

また、測定データはリアルタイムでホームページに公開し、広く県民の利用に供しています。

※ さいたま市、川越市、川口市、所沢市、越谷市、草加市、戸田市

図1-1-4 二酸化硫黄の濃度の推移

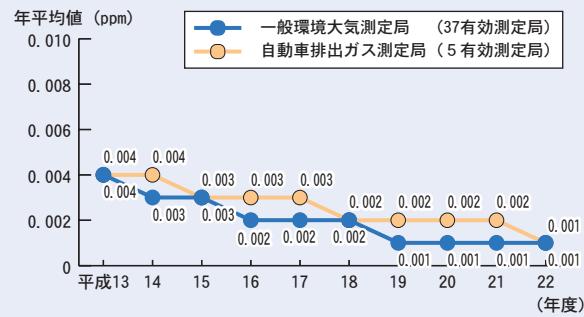


図1-1-5 二酸化窒素の濃度の推移

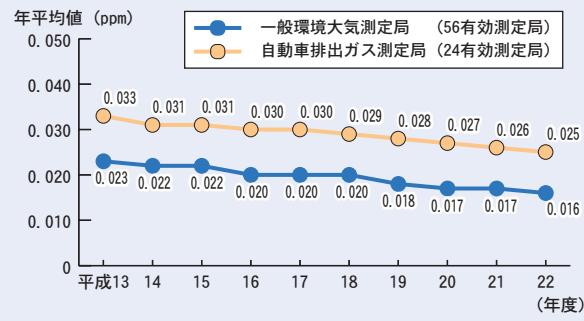


図1-1-6 一酸化炭素の濃度の推移

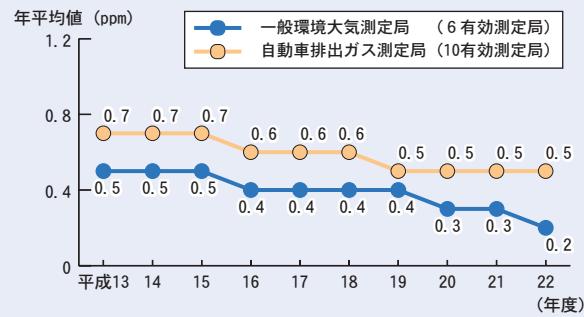


図1-1-7 浮遊粒子状物質の濃度の推移

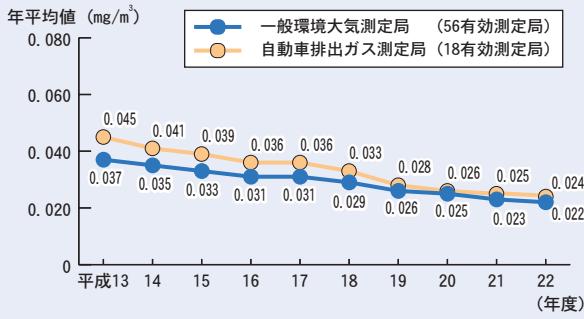
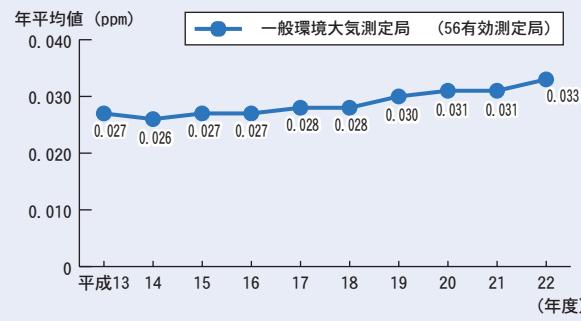


図1-1-8 光化学オキシダントの濃度の推移



(2) 有害大気汚染物質及びダイオキシン類の大気モニタリング調査

県及び市が大気汚染防止法及びダイオキシン類対策特別措置法に基づき、人が長期間摂取した場合に健康を損なうおそれがある有害大気汚染物質およびダイオキシン類の大気中の濃度を測定しました。その結果、環境基準が定められているベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン及びダイオキシン類について、すべての測定地点で環境基準を達成しました。

(3) 微小粒子状物質(PM2.5)実態調査

PM2.5の環境基準設定に伴い、県内の状況を把握するために7地点において実態調査を実施しました。調査の結果、期間平均濃度は11.6~17.5 μg/m³でした。

図1-1-9 有害大気汚染物質及びダイオキシン類濃度の推移

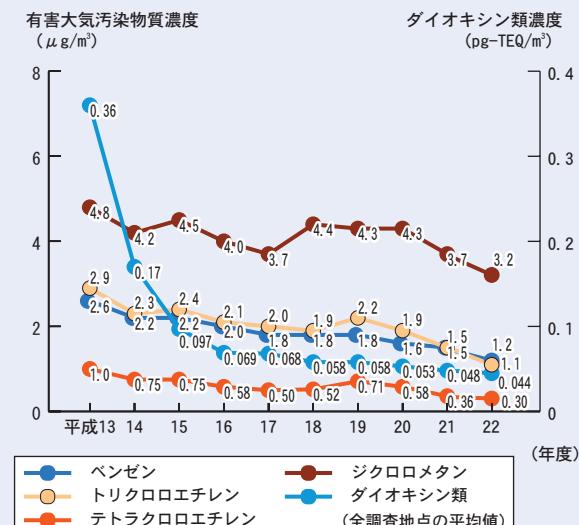
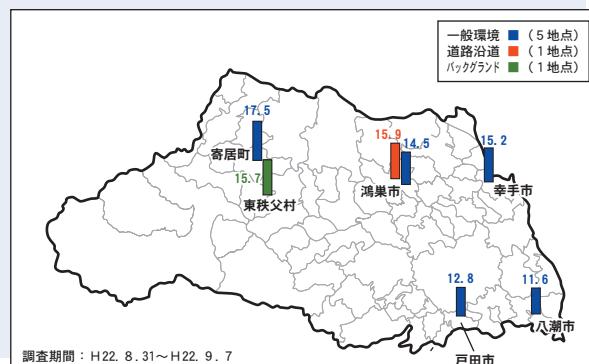


図1-1-10 微小粒子状物質実態調査結果



目標と進捗状況

重点取組施策	重点取組施策指標	目標設定時 (H17年度)	現状値 (H22年度)	目標値 (H23年度)	指標の定義・選定理由
エコ・カー（低公害車）の普及促進	エコカー（低公害車）導入割合 (%)	20	44.8	40	県内登録自動車数のうち、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、低排出ガス自動車などのエコカーが占める割合。
光化学オキシダント対策の推進	光化学スモッグ原因物質の濃度 (ppmC)	0.30	0.22	0.25以下	光化学スモッグの原因物質である非メタン炭化水素の午前6時から9時にかけての濃度の年平均値。

第2節 化学物質対策の推進

1 化学物質の適正な管理

現況と課題

第2節

化学物質対策の推進

私たちの身のまわりには多くの化学物質があり、私たちが意識するしないにかかわらず、日常生活や事業活動において欠かせないものとなっています。これらの中には私たちの健康や動植物に悪影響を及ぼす化学物質も含まれているため、その適正管理が必要です。化学物質管理促進法※や埼玉県生活環境保全条例では、化学物質を取り扱う事業者による自主的な適正管理を促進し、化学物質の排出の抑制を図るための規定を設けています。

また、化学物質に対する不安をなくすためには、県民・事業者・行政が化学物質に関する正しい情報を共有し相互理解を図るリスクコミュニケーションを継続して実施していくことが重要です。

※ 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律

講じた施策

1 環境リスクの低減

(1) 化学物質の排出量・取扱量等の把握と公表

化学物質管理促進法に基づく届出による本県の化学物質の排出量（平成21年度）は、8,700t/年であり、平成20年度に引き続き平成23年度目標値（11,600t/年以下）を達成しました。また、平成22年度は化学物質管理促進法に基づく届出が1,627事業所から、埼玉県生活環境保全条例（さいたま市生活環境の保全に関する条例を含む）に基づく報告が1,868事業所からあり、排出量や取扱量を集計した結果を公表しました。

図1-2-1 化学物質排出量の推移



(2) リスクコミュニケーションの支援

県では、県民・事業者・行政が化学物質に関する正しい情報を共有し、意見交換により相互理解を深め、化学物質による環境リスクの低減を目指すリスクコミュニケーションを推進しています。

平成22年度は新たに6事業所がリスクコミュニケーションを実施しました。地域の住民や近隣の企業などが参加し、事業所からの環境に対する取組状況の説明や、工場見学、意見交換などを行いました。

県は、事業者・行政を対象としたリスクコミュニケーション研修会を開催し、体験型の演習を実施するなどして、今後のリスクコミュニケーションの普及に向けた人材育成を行いました。

写真1-2-1 リスクコミュニケーション風景



(3) 事業者指導と環境濃度の把握

事業者に対して化学物質の適正管理を指導するため、県及び市（さいたま市、川越市、川口市、所沢市、越谷市）が274事業所に立入検査を実施しました。また、県は事業者による化学物質の適正管理を促進するための説明会を県内2か所で開催しました。さらに、工業団地周辺の状況を把握するために化学物質環境モニタリング調査を実施し、その結果をホームページに公表しました。

2 石綿対策の推進

石綿は繊維状の鉱物で産業分野で広く使用されてきましたが、吸引により肺がんや中皮腫などの病気を引き起こす可能性があることが知られています。このため、石綿による健康被害を防止するため法規制が強化され、石綿製品の使用禁止から除去処分まで体系的に対策が取られています。

(1) 県民・事業者への情報提供

県では、県民や事業者の方が石綿に対する理解を深め、また適切に対処していただくために、ホームページやパンフレット等により石綿に関するQ&Aや相談窓口等の情報を提供しています。また、環境管理事務所などに県民・事業者からの相談窓口を設置しています。

I 恵み豊かで安心・安全な地域社会の実現

(2) 石綿の大気中への飛散防止

吹付け石綿の除去作業は石綿繊維が飛散しやすいため、大気汚染防止法に基づく届出があった石綿使用建築物の解体等の届出工事について、立入検査を実施し、石綿の飛散防止を指導しました。また、除去作業の周辺における石綿濃度を測定し、1か所を除き参考基準値^{*}以内であることを確認しました。参考基準値を超えていた1か所に対しては、原因の追及と解体作業の停止を指導し文書注意を行いました。原因が判明し改善されたため再測定を実施し、参考基準値以内であることを確認しました。

さらに、吹付け石綿等の除去工事の発注者と周辺住民の相互理解を深めることを目的とした指針に基づき、

※ 参考基準値は大気汚染防止法で定める石綿製品製造事業所の敷地境界で、大気1リットル当たり石綿繊維10本以下であること。

表1-2-1 吹付け石綿除去作業の届出数及び立入検査数の状況
(平成22年度)

	吹付け石綿除去作業の届出数 (大気汚染防止法)	立入 検査数	行政 措置数
県	107	164	1
市 [*]	130	141	0
合計	237	305	1

※ 市は、さいたま市・川越市・熊谷市・川口市・所沢市・春日部市・上尾市・草加市・越谷市の9市

工事発注者に対して周辺住民への事前周知の実施を指導しました。

(3) 石綿廃棄物に対する対策

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づく届出があった家屋解体現場への立入指導等を956件実施して石綿廃棄物の適正処理指導を行いました。

また、県で所管する再生砕石製造施設80事業所の立入検査を実施し、石綿含有廃棄物の混入防止を指導しました。

このほか、解体工事業者、建設業者に対して、石綿廃棄物の適正処理の徹底を要請し、説明会・講習会において関係法令の周知を図りました。

(4) 環境大気中の石綿濃度の把握

住宅地域や道路沿線など県内20地点で大気中の石綿濃度調査を実施しました。

表1-2-2 環境大気中の石綿濃度調査結果
(平成22年度)

	住宅地域	道路沿線地 域	その他の 地域	全 体	参 考 基 準 値 ^{**2}
地 点 数	10地点	3地点	7地点	20地点	
石綿濃度 ^{**1}	0.25	0.42	0.34	0.31	10

※1 石綿濃度は、大気1リットル当たりの総繊維の平均本数

※2 参考基準値は、大気汚染防止法で定める石綿製品製造事業所の敷地境界基準

目標と進捗状況

重点取組施策	重点取組施策指標	目標設定時 (H17年度)	現状値 (H22年度)	目標値 (H23年度)	指標の定義・選定理由
リスクコミュニケーションの普及促進	有害化学物質 ^{**1} の 届出排出量 (t/年)	14,300	8,700 ^{**2}	11,600 以下	届出義務のある事業所から排出される有害化学物質の環境中への排出量。有害化学物質を削減する取組の成果を示す数値であることからこの指標を選定。
	リスクコミュニケーション実施事業所数 (()内は年度小計)	8 (3)	41 (6)	37 (4)	リスクコミュニケーションの実施は、化学物質による環境リスクを減らす取組の基礎となるものであることからこの指標を選定。

※1 化学物質管理促進法で指定する第一種指定化学物質をいう。

※2 平成21年度の結果。（経済産業省・環境省発表（H23.2.24）に基づく数値）

2 公共用水域・地下水
及び土壌の汚染防止

現況と課題

公共用水域及び地下水については、環境基本法に環境基準の定めがあり、水質汚濁防止法により常時監視

が義務づけられています。

公共用水域については、平成22年度において全96地点中95地点で、人の健康の保護に関する項目（健康項目）の測定を行い、92地点で水質環境基準を達成しました。河川3地点において、それぞれ異なる項目で基準超過がありました。超過した項目は、1, 2-ジクロロエタン、他2項目でした。

I 恵み豊かで安心・安全な地域社会の実現

地下水については、調査した地点（井戸）の内、すべての項目が環境基準に適合している割合は、ここ数年、8～9割で推移しています。なお、環境基準超過は、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、他2項目に見られました。

土壤については、環境基本法に環境基準の定めがあり、土壤汚染対策法等の規定に基づく調査の際に汚染が顕在化しています。

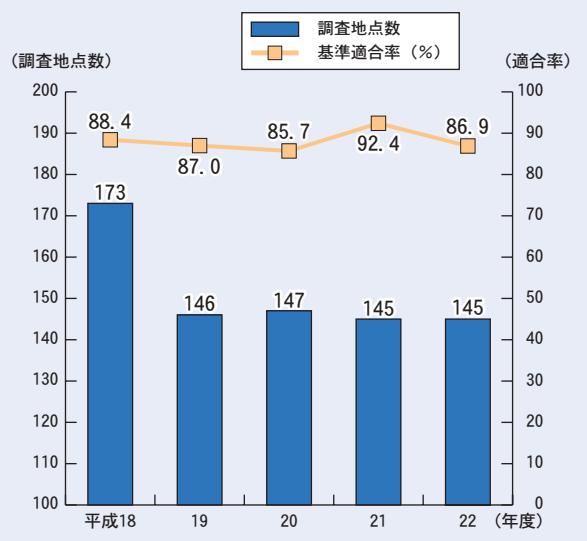
また、ダイオキシン類については、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく常時監視を100地点（河川、地下水及び土壤）で実施しました。その結果、河川水質の調査では、5地点（3河川）で環境基準を超過しましたが、河川底質及び地下水の調査では、すべての地点で環境基準を達成しました。土壤に関しても、一般環境把握調査及び発生源周辺状況把握調査の結果、環境基準を達成しました。

こうした状況の中、河川水や地下水を水源とする飲用水や農業用水などの安全を確保し、県民の健康被害を防止するために、汚染の未然防止に努めるとともに、汚染の拡散防止や浄化対策を指導していきます。

表1-2-3 公共用水域の水質環境基準（健康項目）の非適合地点数

年 度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
地 点 数	1 地点	1 地点	1 地点	0 地点	3 地点

図1-2-2 地下水の概況調査における調査地点数及び環境基準適合率



講じた施策

1 工場・事業場に対する排水規制・指導の実施

水質汚濁防止法及びダイオキシン類対策特別措置法に基づき、有害物質を排出する可能性のある事業場への立入検査と有害物質の適正な取扱いの徹底指導を行いました。

表1-2-4 有害物質を排出する可能性のある事業場の数及び立入検査状況等[※]
(平成22年度)

届出事業場数	立入検査数	排水検査数	排水基準超過数
978	504	404	23

※ 有害物質を使用している水質汚濁防止法対象事業場とダイオキシン類対策特別措置法対象事業場の合計で、政令市等を含む。

2 ダイオキシン類対策

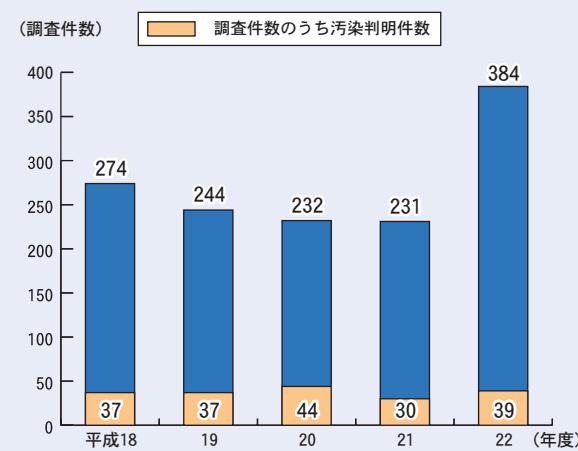
水質や底質（川底に堆積している粘土や土）のダイオキシン類汚染が確認されている古綾瀬川の対策に向けて、専門家から成る「古綾瀬川底質対策検討委員会」の助言を受けながらダイオキシン類の下流への流出防止対策について検討、実施するとともに、古綾瀬川における水質モニタリングを重点的に行いました。

3 土壤・地下水汚染状況の把握と汚染対策

土壤汚染対策法や埼玉県生活環境保全条例では、有害物質使用特定施設の廃止時や土地の改変時など、一定の要件を満たした場合に、その敷地の土壤汚染の状況を調査し結果を知事に報告することとしています。平成14年の条例施行から平成22年度末までに2,229件の報告があり、うち298件の汚染が判明しました。原因調査や汚染拡散防止措置をするよう指導し、219件については浄化が完了しています。

なお、農用地については、土壤汚染の実態と経年変化を把握するため、農林総合研究センターで分析測定を実施しています。

図1-2-3 土壤汚染の状況（全県）



4 監視測定の実施

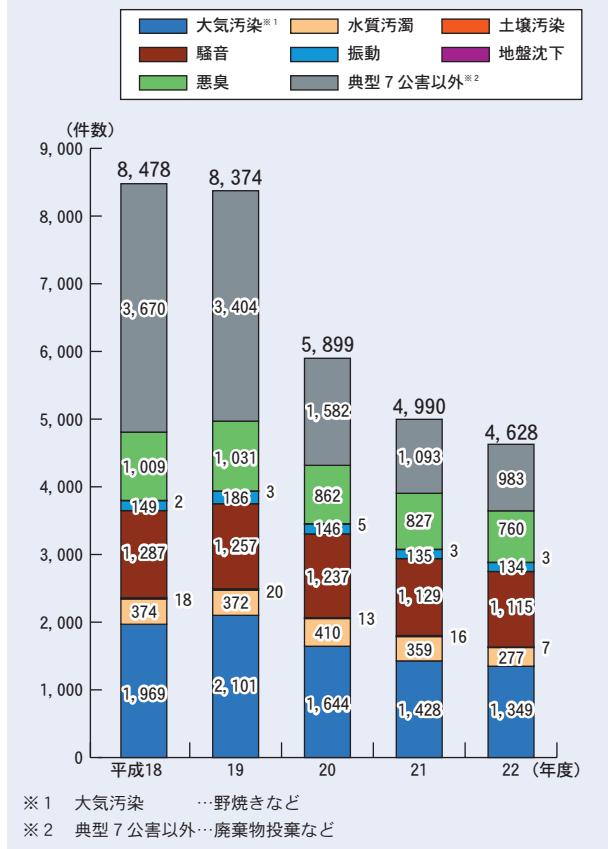
水質汚濁防止法及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく常時監視を効果的に行うため、水質測定計画を国や市町村と連携して策定し、健康項目における基準超過があった場合は追跡調査を実施しました。また、すべての常時監視結果について公表を行いました。

第3節 騒音・振動・悪臭の防止

現況と課題

騒音・振動・悪臭は、私たちの日常生活に関係が深く、各種公害の中でも人の感覚を刺激して不快感をもたらす感覚公害です。産業構造や生活様式の変化に伴い、その発生源も多種多様となり、苦情件数は典型7

図1-3-1 公害苦情件数の推移



公害の中でも上位にあります。

騒音については、環境基本法に基づき、環境基準が定められており、毎年達成状況を調査しています。

図1-3-2 騒音・振動・悪臭苦情比（平成22年度）

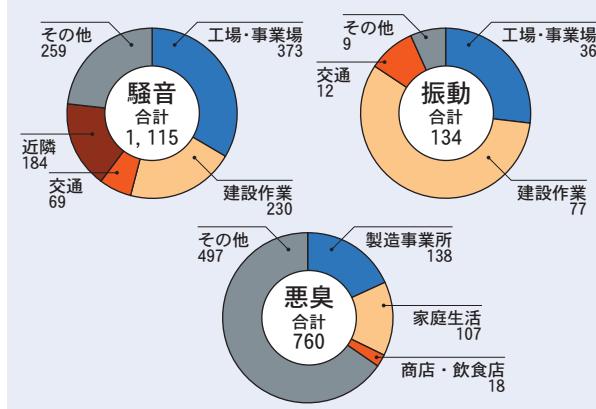
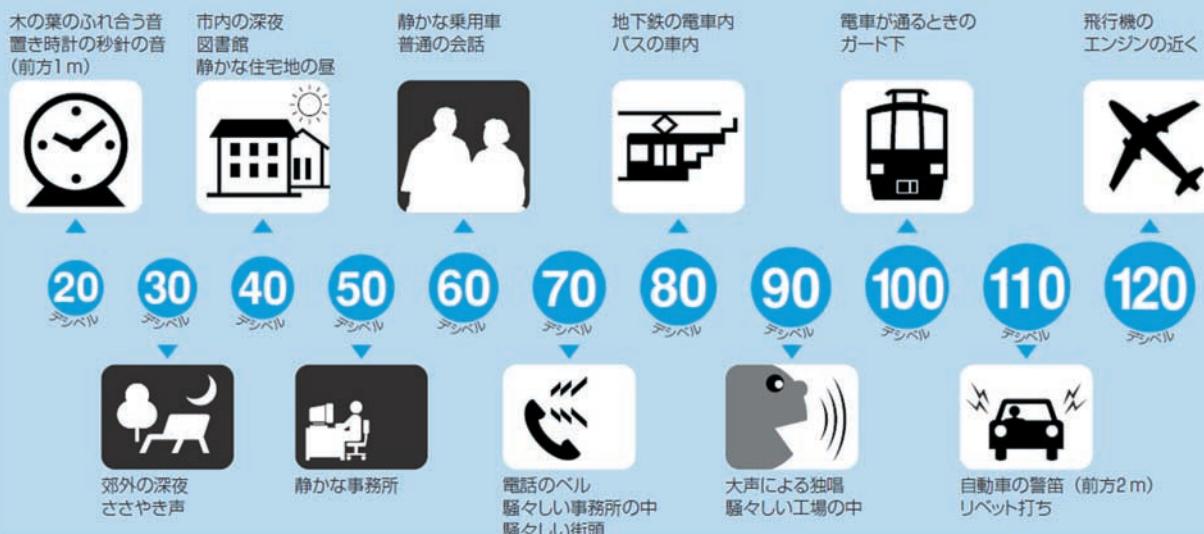


図1-3-3 騒音に係る環境基準の達成状況の推移



騒音の大きさの例



I 恵み豊かで安心・安全な地域社会の実現

振動については、道路交通振動に要請限度、新幹線鉄道振動に指針値が定められおり、毎年度達成状況を調査しています。

悪臭については、関係市町村や関係機関と連携し、県民からの苦情に対応しています。

講じた施策

第3節

騒音 ・振動 ・悪臭 の防止

騒音、振動及び悪臭に係る事務は、規制地域の指定及び規制基準の設定は主に県が、事業者への規制・指導等については市町村が行っています。

1 騒音・振動対策

(1) 工場・事業場の騒音・振動

工場・事業場からの騒音・振動の防止を図るため、騒音規制法、振動規制法及び埼玉県生活環境保全条例に基づき規制・指導を行いました。

事業者に対しては、①工場・事業場に係る騒音・振動発生施設の使用方法の改善や防止対策 ②建設作業に係る低騒音・低振動工法の採用、作業時間等の配慮などの対策を指導しました。

(2) 自動車騒音

県内国道及び県道の20区間、総延長54.6kmの道路で環境基準の達成状況を調査し、国や市町村などに資料提供しました。

また、平成22年度は、東日本高速道路株式会社に対して遮音壁の設置や諸調査の実施等の騒音防止対策を要望しました。（H22.9.8「東北・上越・北陸新幹線、高速自動車道公害対策10県協議会」）

(3) 航空機騒音

入間基地及び横田基地周辺の12地点で1年を通じて常時監視を行い、環境基準の達成状況を調査しました。

この結果を踏まえ、平成22年度は、防衛省、外務省などの政府機関に対して、埼玉県基地対策協議会や渉外関係主要都道県知事連絡協議会（渉外知事会）を通じて、防音工事に関する対象施設や対象区域の拡大など各種の基地対策を要望しました。

(4) 新幹線鉄道騒音・振動

東北新幹線及び上越新幹線周辺の12地点で調査を行い、環境基準（騒音）及び指針値（振動）の達成状況を調査しました。

この結果を踏まえ、平成22年度は、東日本旅客鉄道株式会社に対し、東北及び上越新幹線に係る防音壁の設置やレールの削正など騒音防止対策の実施について要望しました。（H22.9.8「東北・上越・北陸新幹線、高速自動車道公害対策10県協議会」）

写真1-3-1 新幹線鉄道騒音測定風景



(5) 近隣その他の騒音

飲食店やカラオケなどの深夜営業騒音については、埼玉県生活環境保全条例に基づき規制・指導を行いました。

2 悪臭対策

臭いについては、悪臭防止法や埼玉県生活環境保全条例により、規制基準が定められています。

規制基準には、①アンモニアなど一般的に「くさい」とされる悪臭物質の濃度に基づいて規制する物質濃度規制 ②人間の嗅覚を利用し、「におい」全体の強さに基づいて規制する臭気指数規制があります。

平成22年度についても、県民からの苦情に対応し、これらの基準に基づき製造工場や飲食店等に対して規制・指導を行いました。

■悪臭防止法に基づく物質濃度規制で規制対象となる特定悪臭物質

- | | |
|----------------|---------------|
| ● アンモニア | ● イソバレルアルデヒド |
| ● メチルメルカプタン | ● イソブタノール |
| ● 硫化水素 | ● 酢酸エチル |
| ● 硫化メチル | ● メチルイソブチルケトン |
| ● 二硫化メチル | ● トルエン |
| ● トリメチルアミン | ● スチレン |
| ● アセトアルデヒド | ● キシレン |
| ● プロピオンアルデヒド | ● プロピオン酸 |
| ● ノルマルブチルアルデヒド | ● ノルマル酪酸 |
| ● イソブチルアルデヒド | ● ノルマル吉草酸 |
| ● ノルマルバレルアルデヒド | ● イソ吉草酸 |

3 公害防止制度等

(1) 公害紛争処理

県では、公害に係る苦情や紛争に対して迅速かつ適切な処理を図るため、公害苦情相談員や埼玉県公害審査会を設置しています。

公害苦情相談員は、公害苦情に対する第一次的な処理にあたるため、県や一部の市町村に設置されており、住民の相談に応じたり、苦情処理に必要な調査・指導を行っています。

また、埼玉県公害審査会は昭和45年に発足し、公害に係る紛争について、あっせん、調停及び仲裁の手続きにより、簡易・迅速かつ適正にその解決を図っています。平成22年度は、新たに3件の事件を受け付けし、1件の事件が終結しました。

表1-3-1 埼玉県公害審査会に係属した事件の状況

区分 年 度	あっせん			調 停			仲 裁		
	受付	終 結	未 濟	受付	終 結	未 濟	受付	終 結	未 濟
平成18	0	0	0	4	4	2	0	0	0
平成19	0	0	0	4	2	4	0	0	0
平成20	0	0	0	1	4	1	0	0	0
平成21	0	0	0	3	2	2	0	0	0
平成22	0	0	0	3	2	3	0	0	0
昭和45年度からの累計	0	0	/	55	48	/	1	1	/

写真1-3-2 公害防止主任者講習



(2) 企業における公害防止体制の確立

企業の生産活動に伴う公害発生を未然に防止するため、特定工場を設置している事業者に対しては、法律により公害防止組織の設置が義務付けられ、公害防止統括者等を選任することとされています。

また、埼玉県生活環境保全条例では、指定工場等を設置している事業者に対し、公害防止監督者や公害防止主任者の選任を義務付けています。

県では、大気関係、水質関係、騒音・振動関係、ダイオキシン類関係の4区分で講習を行い、公害防止主任者の資格を認定しています。

平成22年度は、それぞれの区分で3日間講習を行い、261人を認定しました。

写真1-3-3 市町村職員研修（悪臭規制の概要）



目標と進捗状況

重点取組施策	重点取組施策指標	目標設定時 (H17年度)	現 状 値 (H22年度)	目 標 値 (H23年度)	指標の定義・選定理由
公害防止組織の整備の促進	公害防止主任者資格認定講習修了者(人)	10,581	11,996	12,140	公害防止主任者は、大気、水質、騒音・振動、ダイオキシン類関係の4分野がある資格職。選任が必要な事業所で、公害防止の技術的事項を管理し、周辺環境への負荷の低減や、苦情問題等の未然防止に寄与することからこの指標を選定。

第4節 河川等の環境の保全、創造

現況と課題

本県には、荒川・利根川の二大河川を始め、数多くの川が流れています。県の面積に占める水辺（河川、水路、湖や池の水面）の割合は5.0%で全国第4位、河川だけを見れば3.9%で全国第1位となっています。まさに本県は「川の国」と言えます。

これらの河川の水質は、急速な都市化に伴い著しく汚濁が進みました。その後、下水道の整備、合併処理浄化槽の普及などの生活排水対策や工場・事業場排水の規制などの実施により河川の水質は、着実に改善しています。

平成22年度は44河川94地点、2湖沼2地点で水質測定を実施しました。その結果、水質汚濁の代表的な指標である生物化学的酸素要求量（BOD）でみると、環境基準類型が当てはめられた水域の約9割で環境基準を達成しました。

図1-4-1 BOD環境基準達成率の推移

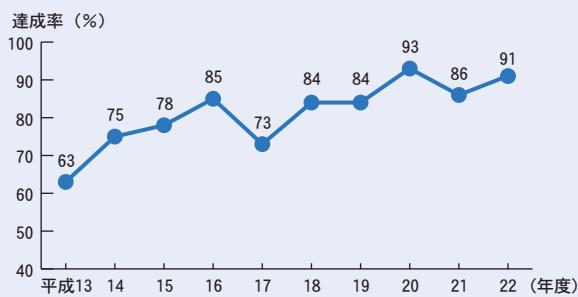
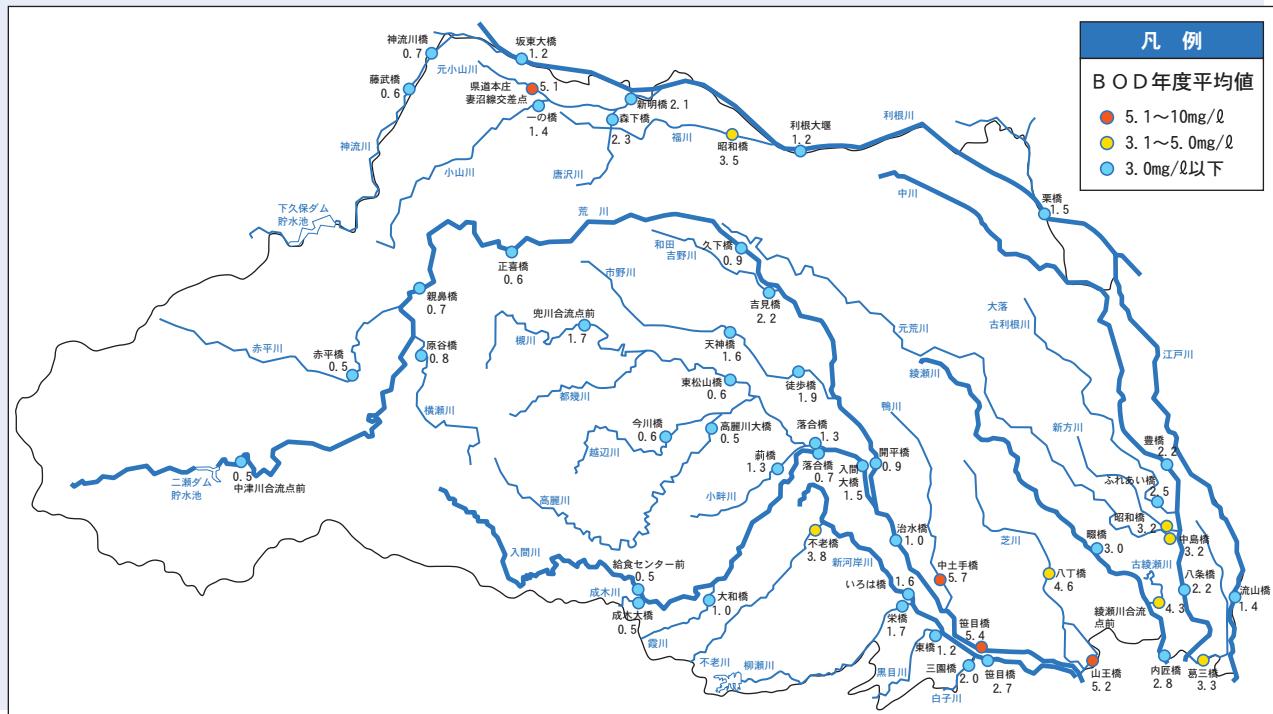
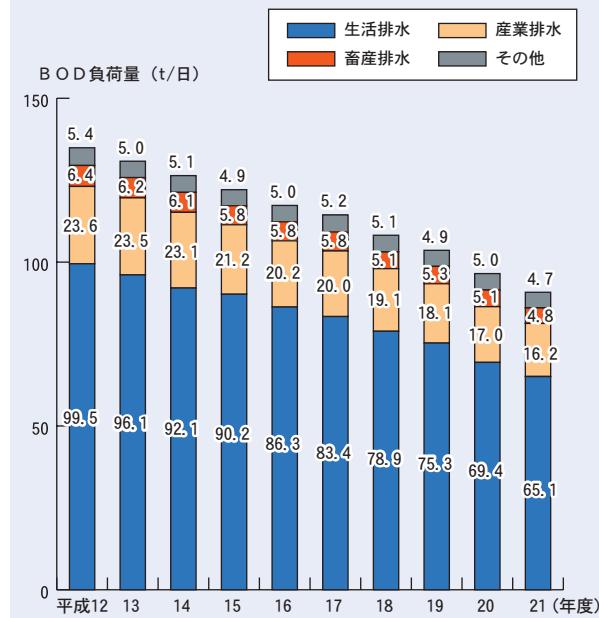


図1-4-2 河川水質状況（平成22年度）



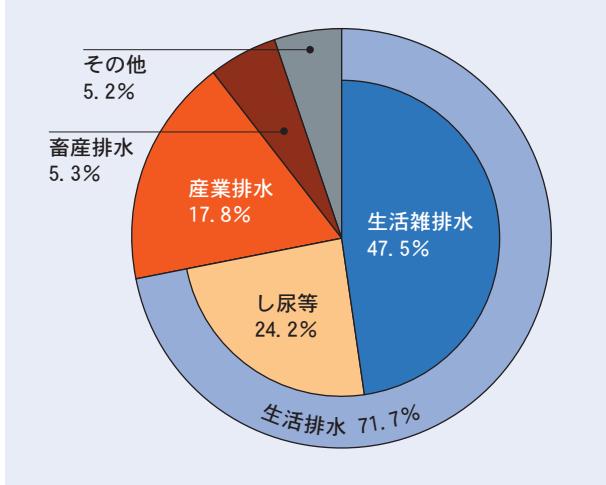
河川へのBODで表される汚濁の負荷量の推移は減少傾向にあり、平成22年度は約90.8t/日でした。平成12年度と比較すると約3分の2となっています。BOD負荷量を発生源別に見ると、日常生活に伴って排出される生活排水が71.7%、産業排水が17.8%です。家庭からの生活排水が河川の汚濁要因として大きいことがわかります。

図1-4-3 発生源別BOD負荷量の推移



なかでも、台所や風呂からの排水（生活雑排水）を処理することができない県民は約16%（117万人）です。生活雑排水は河川へのBOD負荷の約48%を占めています。

図1-4-4 発生源別BOD負荷割合（平成21年度）



講じた施策

水質汚濁の改善を図るため、工場・事業場の排水規制や生活排水対策などを推進しました。

1 河川等の水質保全

（1）工場・事業場の排水規制

工場・事業場の排水規制は、水質汚濁防止法、水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づき排水基準を定める条例（いわゆる「上乗せ条例」）及び埼玉県生活環境保全条例に基づいて行われています。平成13年12月に上乗せ条例の改正を行い、埼玉県生活環境保全条例とあわせて、平成14年4月から規制を強化しました。

① 濃度規制

排出水の汚濁物質濃度を排水基準以下にするため、水質汚濁防止法の特定施設を設置している工場・事業場（特定事業場）と、埼玉県生活環境保全条例の指定排水施設を設置している工場等（指定排水工場等）を対象に濃度規制を行っています。

② 総量規制

広域的な閉鎖性水域への流入汚濁負荷量を削減するため、総量規制を行っています。本県に関わる水域として東京湾が指定されており、規制の対象となる特定事業所数（指定地域に所在し、日平均排水量が50m³以上）は、平成22年度末で862件です。これらの特定事業場に対しては、汚濁負荷量の自主測定結果の報告を求めるなどして、総量規制基準を守るよう指導しています。

③ 立入検査と指導

県と水質汚濁防止法政令市等では、特定事業場等に立入検査を実施し、排水基準を超えた場合は改善命令等の行政措置を行い、排水基準の遵守徹底を図りました。

表1-4-1 特定事業場数等及び立入検査状況※（平成22年度）

	届出数	規制対象数	立入検査数	排水検査数	排水基準超過数
特定事業場数等	9,714	3,562	3,188	2,007	256

※政令市等を含む。

図1-4-5 排水基準超過率の推移



（2）生活排水対策

平成23年3月に「埼玉県生活排水処理施設整備構想」を改定し、平成37年度までに生活排水処理人口普及率100%を目指しました。目標達成のため、下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽等の整備を促進しています。

① 合併処理浄化槽の普及促進及び維持管理の徹底

浄化槽法の改正により、平成13年4月から、浄化槽を新設する場合は、し尿と生活雑排水を併せて処理ができる浄化能力も高い合併処理浄化槽の設置が義務づけられました。また、既に設置されているし尿しか処理できない単独処理浄化槽については、合併処理浄化槽への転換が努力義務となりました。

合併処理浄化槽の設置・普及を促進するため、県は、昭和63年度から整備事業を実施する市町村に対し、費用の一部を補助しています。平成22年度には、44市町、1,970基に対して補助金を交付しました。

また、浄化槽の適正な維持管理を進めるため、浄化槽管理者に対し維持管理や法定検査の受検についての啓発・指導を行いました。

② 下水道及び農業集落排水の整備状況

荒川、中川、利根川の3流域で策定されている流域別下水道整備総合計画に基づき、下水道の整備を促進した結果、平成22年度末の公共下水道普及率は76.7%となりました。

また、22年度末の農業集落排水の計画人口に対する普及率は95.4%となりました。

③ 生活排水対策重点地域の指定及び生活排水対策推進計画

水質汚濁防止法に基づく生活排水対策重点地域として、平成14年度までに6流域（不老川流域、元小山川流域、中川上流域、赤平川流域、荒川上流域及び槐川・都幾川上流域）を指定し、対策を促進しています。

図1-4-6 処理槽設置基数と合併処理処理槽基数の割合

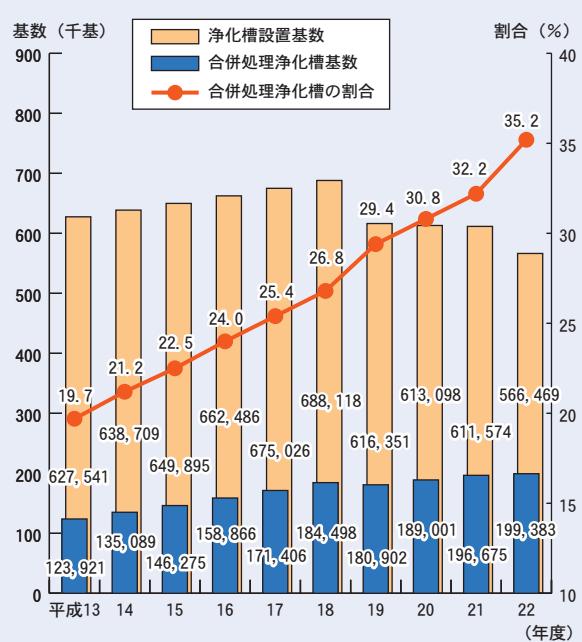
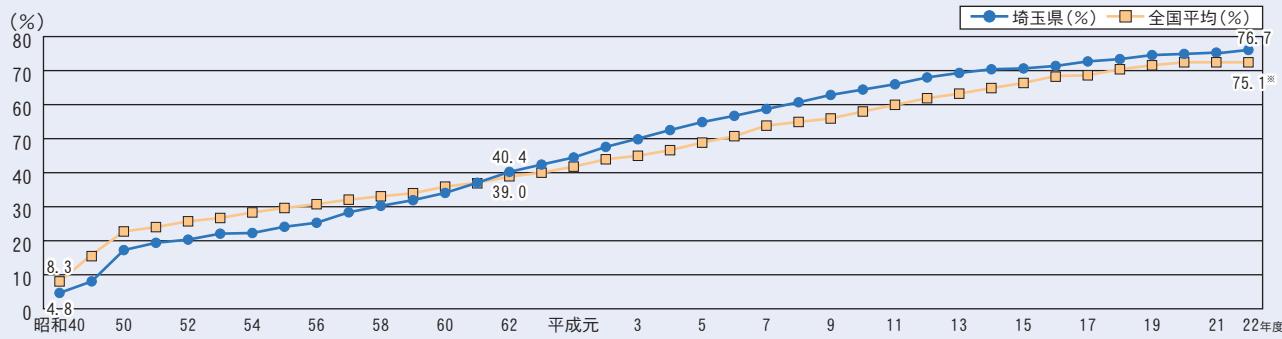
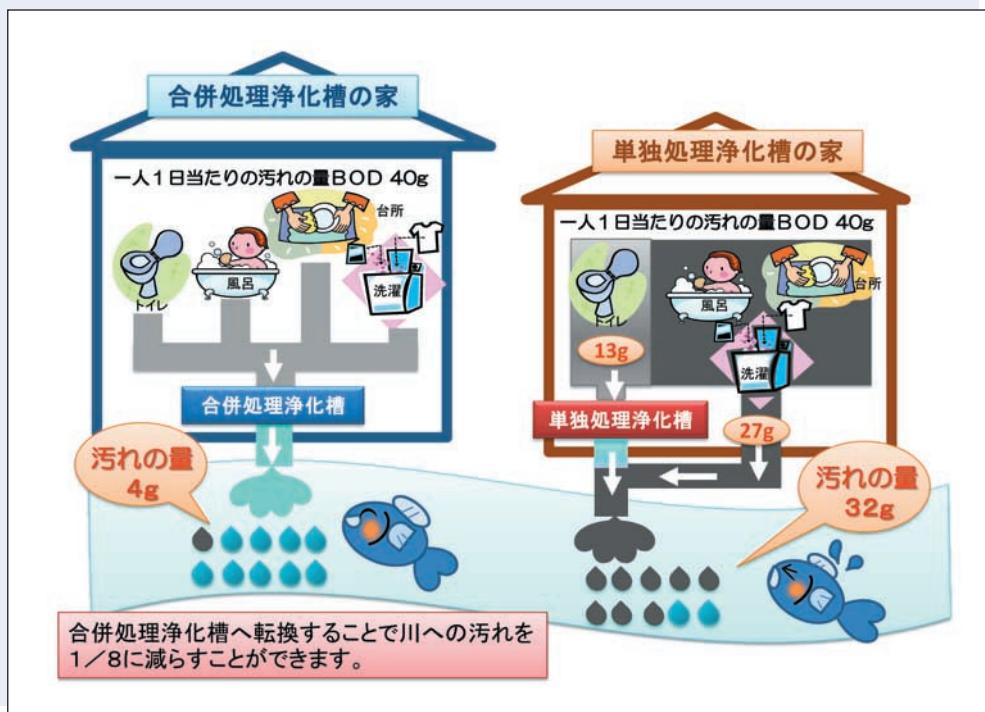


図1-4-7 県と全国の下水道普及率の推移



※全国平均：東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県、福島県を調査対象外としているため、同3県を除いた44都道府県の平均値。

図1-4-8 合併処理処理槽等のイメージ図



④ 生活排水対策に関する支援及び啓発事業

生活排水などによる汚濁が目立つ河川を再生するため、平成22年度までに67か所で「里川^{*}づくり県民推進事業」を展開しました。この事業では、自治会、河川浄化団体、学校、企業等と県・市町村が連携し地域総ぐるみで生活排水対策に取り組むほか、地域のニーズに合わせた啓発事業を行っています。

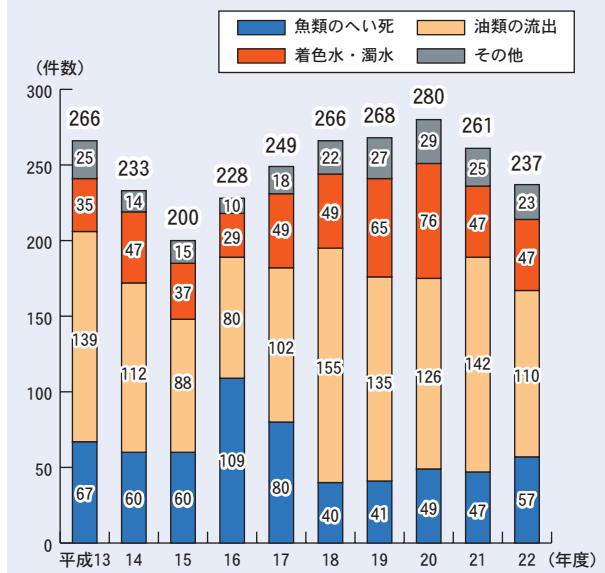
全県的には生活排水対策リーフレットを配布し、川を汚さないために家庭ができる具体的な方法を紹介しています。併せて、地域に出向く出前講座などで、河川浄化及び生活排水に対する意識啓発に取り組んでいます。

(3) 河川の異常水質とその対策

平成22年度に河川等で発生した異常水質事故は237件であり、21年度に比べ24件減少しました。

内訳では、油の流出が110件で最も多く、魚類のへい死等が57件、着色水・濁水の流出が47件と続いている。異常水質事故発生時には、国、県、市町村等の関係機関が緊密な連携をとって迅速な現場調査等を行い、被害の拡大防止、原因究明に努めています。

図1-4-9 年度別・現象別異常水質事故発生件数



2 水辺環境の保全と創造

県では、県民誰もが川に愛着を持ち、ふるさとを実感できる「川の国埼玉」を名実ともに実現するため、「川の再生」に取り組んでいます。

平成20年度を「川の再生元年」と位置付け、「清流の復活」「安らぎとにぎわいの空間創出」を目指して川の再生に着手しました。

リーディング事業である水辺再生100プランでは、4年間で100か所の水辺を整備しています。平成22年度末には、県内30か所の整備が完了しました。

この事業は計画段階から市町村、自治会等の地域の方々と検討を行い、整備後の維持管理をこれらの方々に担っていただきます。

このうち川の再生の効果を最大限アピールするモデルか所として、芝川、藤右衛門川、柳瀬川、元荒川の4河川と農業用水である東京葛西用水について2年間で集中的に整備しました。

この水辺再生100プランと連携し、自らの実践的な取組を通じて河川環境の改善を進める「里川づくり県民運動」を展開しています。

平成22年度までに、67か所で家庭から生活排水を改善する取組や環境学習、継続的な県民運動を展開しました。また、次代の川の守り人を育成するため、「川ガキ^{*}養成埼玉塾」を実施しました。子ども達に、川遊びや川に棲む生き物との触れ合いを通じて、川の恵みや生き物の大切さについて理解を深めてもらう事業です。

川の美化活動にボランティアで取り組む水辺のサポートや環境学習、調査活動（水質・生物）など里川づくりに向けた草の根活動を推進する彩の国水すましクラブの登録団体数も着実に増えています。

各地域で、自らが川の再生に取り組む県民ムーブメントが拡大しつつあります。

※ 里川：人との関わりを通して、水や生き物の豊かさが育まれる水辺

※ 川ガキ：川に学び、川で元気に遊ぶ子どもの愛称

目標と進捗状況

重点取組施策	重点取組施策指標	目標設定時 (H17年度)	現状値 (H22年度)	目標値 (H23年度)	指標の定義・選定理由
生活排水対策の推進	良好な水質を維持している河川の割合 (BODの環境基準達成率) (%)	73	91	90	河川の水質を保全する取組の成果を示す数値である生物化学的酸素要求量(BOD値)が、年間12回(毎月1回)実施する水質環境測定において75% (9回)以上環境基準を達成している水域の割合。

第5節 森林、緑地の保全等の推進

1 森林の整備・保全

現況と課題

本県の森林は県土面積の約3分の1を占めており、スギ、ヒノキ等の針葉樹及びクヌギ、コナラ等の広葉樹が主体で、亜高山帯には貴重な原生林も残されています。

第5節

森林、緑地の保全等の推進

図1-5-1 森林位置図

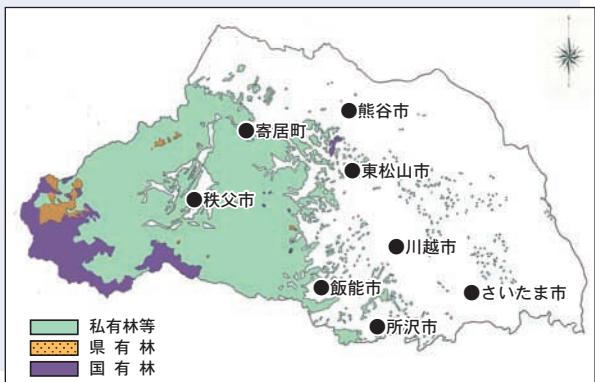
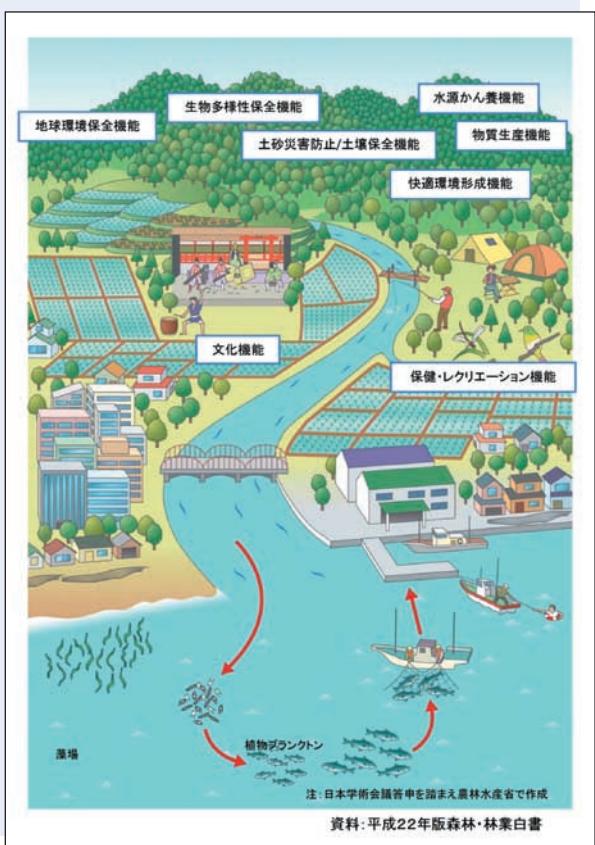


図1-5-2 森林がもつさまざまな機能

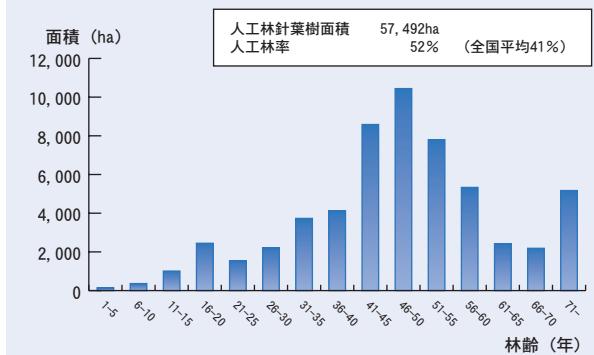


森林は、洪水を緩和し、川の流量を安定させる「緑のダム」としての役割を果たすとともに、多様な野生

生物の生息・生育場所として生態系を支えたり、地球温暖化の原因となる二酸化炭素を吸収するなど、多くの重要な役割を果たしています。特に、「京都議定書」において日本が約束した温室効果ガスの6%削減のうち、3.8%を上限として森林の吸収量を算入することが認められるなど、森林の役割は大変重要です。

また、本県の山地の土壤は肥よくて、木材の生産に適しているため、森林所有者によってスギ、ヒノキ等の植林が行われてきました。こうして造成された人工林は、森林全体の約2分の1を占め、人工林の約半分が木材としての利用時期に達しており、森林資源は充実しているといえます。

図1-5-3 人工林齢級別面積（平成19年度末現在）



しかし、長期的な木材価格の低迷などにより林業の採算性が悪化しており、間伐などの手入れの遅れた森林が一部に見られます。一方で、近年中国などの木材需要の増大などにより、外国産材の供給量の減少や価格の上昇が見られ、国産材への期待が高まっています。このチャンスを捉え、県産木材をさらに利用することを通じて、森林の整備を推進し、森林の公益的機能を持続的に発揮させることが必要です。

講じた施策

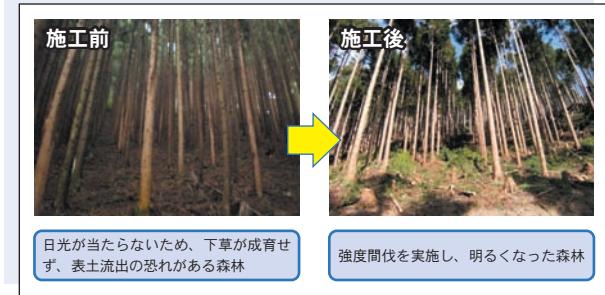
1 山間地域における豊かな自然の保全

(1) 「彩の国みどりの基金」の活用

水源かん養、土砂災害防止、二酸化炭素の吸収など森林の持つ公益的機能を発揮させるため、間伐や広葉樹の植栽などの森林整備を実施しました。

特に平成20年度に創設した「彩の国みどりの基金」を活用し、浦山ダムなど6つのダム上流域の水源地域での森林整備や、タケやササが繁茂し荒れてしまった里山や平地林の再生などに取り組み、この基金活用事業により平成22年度は805ヘクタールの森林を整備しました。

写真1-5-1 森林整備施工前・後



(2) 県民参加による森林づくり

将来にわたり森林の持つ公益的機能を維持していくため、都市住民を含めた県民参加による森林づくりを進めています。平成22年度末までに、118の企業・団体が森づくりに参加しています。平成20年1月には埼玉県森づくりサポートセンターを立ち上げ、森林づくりの相談業務、技術指導等を行う仕組みづくりを行い、新たに森林づくり活動を希望する企業や森林ボランティア団体、学校などへの情報提供や支援を実施しています。

写真1-5-2 企業による植林活動



2 県産木材の利用

木材は、人に安らぎやぬくもりを与えるとともに、調湿機能や保温機能などにより人の健康に良い影響を与えます。さらに木材は、樹木として成長する過程で大気中の二酸化炭素を貯蔵していることから、地球温暖化の防止に貢献するとともに、将来にわたり再生産が可能であり、かつ再利用がしやすいことから、循環型社会の構築にも貢献する資源です。

また、県産木材の利用拡大は、林業・木材産業の活性化により、適切な森林整備を促し、水源のかん養や

災害の防止など森林の公益的機能の発揮につながります。

図1-5-4 県産木材供給量の推移



県では、県産木材の利用拡大を図るため、次のことについて取り組んでいます。

- ・品質・量の確保された県産木材の供給体制の整備
- ・県産木材の公共施設等や公共土木工事への利用の促進
- ・木材需要の多くを占める民間住宅での利用促進
- ・「埼玉の木づかい運動^{*}」による県産木材に対する県民への理解と利用拡大の推進
- ・製材過程で発生する端材・樹皮や、森林外へ搬出されない間伐材など未利用木質資源の有効活用の推進

写真1-5-3 県産木材で内装を木質化した保育園



※ 埼玉の木づかい運動

埼玉の森林の再生、林業・木材産業の活性化や地球温暖化の防止・循環型社会の構築を目的とし、川上から川下までの県内の幅広い木材関係団体及び埼玉県が連携して、埼玉の木を積極的に使う県民運動のこと。

目標と進捗状況

重点取組施策	重点取組施策指標	目標設定時(H17年度)	現状値(H22年度)	目標値(H23年度)	指標の定義・選定理由
森林の整備・保全	整備・保全されている森林等の面積(ha)	68,278	81,408	78,752	整備・保全されている森林等の面積とは、①間伐や植栽など森林管理が実施されている森林 ②特別緑地保全地区 ③緑のトラスト保全地 ④保全のため公有地化した緑地、の合計。

2 身近な田園・緑地空間の保全、創出

現況と課題

本県には、武蔵野の面影を残す平地林、豊かに広がる田園と屋敷林、水と緑に彩られた大小の河川など、長年にわたり人々に親しまれてきた身近な緑が多く残されています。

しかし、人口の急増や土地利用の変化により、こうした緑が年々失われつつあります。

身近な緑は、ヒートアイランド現象の緩和や、うるおいと安らぎのある都市景観の形成など多様な機能を有しています。この身近な緑の保全と創出は、広域的な緑地については県が、住民生活に密接な緑地については市町村が担っており、県と市町村は、適切な役割分担により協力して一層進める必要があります。

講じた施策

1 地域制緑地の指定

都市計画区域の良好な自然環境を持つ「特別緑地保全地区」や首都圏の近郊整備地帯（東京からおおむね60km圏内に位置するさいたま市など50市町）に、良好な自然環境を持つ「近郊緑地保全区域」、埼玉らしさを感じさせる樹林を中心としてすぐれた景観を持つ「ふるさとの緑の景観地」等を指定しています。

表1-5-1 地域制緑地^{*}の指定状況 (平成22年度末現在)

地域制緑地	地区数	面積(ha)
特別緑地保全地区 (都市緑地法)	14地区	19. 9
近郊緑地保全区域	5地区	5, 232. 0
うち近郊緑地特別保全地区 (首都圏近郊緑地保全法)	1地区	60. 4
ふるさとの緑の景観地 (ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例)	28地区	397. 41

* 地域制緑地：一定の土地の区域に対して、良好な自然的環境等の保全を図ることを目的に法律等でその土地利用を規制する緑地のこと。

2 公有地化の推進

(1) さいたま緑のトラスト運動

県民、企業、団体からの寄附を主な資金とする「さいたま緑のトラスト基金」を利用して、10か所の緑のトラスト保全地を(財)さいたま緑のトラスト協会に委託して保全管理を行いました。

また、保全第11号地として取得した蓮田市の「黒浜沼」において管理用通路等の整備を行いました。

平成22年度末の「さいたま緑のトラスト基金」の累計額は、53億2,177万円となっています。そのうち、41億5,389万円を土地の取得と保全管理のために繰り出し、基金の残高は11億6,788万円となっています。

(2) 身近な緑公有地化事業

身近な緑公有地化事業は、相続の発生などで、公有地化する以外に保全することが難しい場合に、県と市町村が協力して、ふるさとの緑の景観地等を取得する事業です。平成4年度から65か所16.7haを新たに取得しました。

(3) まちのエコ・オアシス保全推進

都市周辺の多様な生き物が暮らす空間等、地域住民のオアシスとして親しまれる身近で貴重なみどりを緊急に保全することを目的として、平成20年度から3年間で5か所37,414m²の湧水地や平地林を公有地化し保全しました。

3 緑化計画届出制度による新たな緑の創出

県では、新たな緑の創出を推進していくため、ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例により、建築確認の申請前に「緑化計画届出書」の作成・届出を求める緑化計画届出制度を平成17年10月から施行しています。3,000m²以上の敷地において建築行為を行う場合は、敷地の一定規模以上の面積を緑化することとし、建築物の敷地内をはじめ、屋上、壁面、駐車場の緑化を推進しています。平成22年度は、343件の届出により、105haの新たな緑が創出されました。

また、身近な緑を創出する裾野を広げ、都市環境の更なる改善を図るため、小規模な敷地（1,000m²～3,000m²未満）で「緑化計画届出書」の作成・届出を求める「小規模緑化計画届出制度」を平成24年4月から施行する予定です。

4 自然再生事業の推進

自然再生推進法により、過去に損なわれた自然環境を取り戻すため、行政、住民、専門家等多様な主体の参加により自然環境の保全や再生等を推進する、自然再生事業を実施しています。本県では、同法に基づき平成16年度に発足した「くぬぎ山地区^{*}自然再生協議会」を支援しています。

平成22年度は、くぬぎ山地区の平地林の所有者やボランティア団体と県・市町が連携して、1.9haの平地林の保全に取り組みました。

* くぬぎ山地区：三富地域に位置し、武蔵野の面影を残す大規模緑地空間。三富地域とは川越市、所沢市、狭山市、ふじみ野市、三芳町に広がる地域で、県の「ふるさとの緑の景観地」に指定される緑地の約半分が集中して分布する地域のこと。

5 都市公園の整備

都市に緑や憩いの場を提供するとともに、災害時の避難場所など、都市における良好な生活環境を保持するための大きな役割を持つ都市公園を整備しています。

平成22年度は、加須はなさき公園（1.3ha）及び、まつぶし緑の丘公園（2.9ha）の供用区域を拡大しました。

6 生産緑地地区の指定

生産緑地地区は、市街化区域にある農地の緑地機能に着目し、農林漁業と調和した良好な都市環境の保全や形成を図る都市計画の制度です。

平成22年度末現在、37市において、7,352地区、1,858haが指定されています。

表1-5-2 緑のトラスト保全地取得状況

(平成21年度末現在)

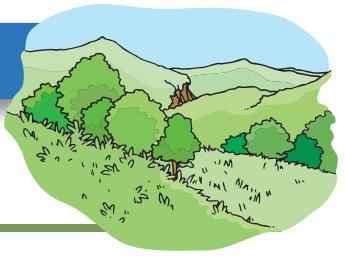
	第1号地 1.1 ha 見沼田圃周辺斜面林 (さいたま市緑区)		第5号地 1.3 ha 山崎山の雑木林 (宮代町)		第9号地 6.0 ha 堀兼・上赤坂の森 (狭山市)
	第2号地 3.4 ha 狭山丘陵・雑魚入樹林地 (所沢市)		第6号地 11.2 ha 加治丘陵・唐沢流域樹林地 (入間市)		第10号地 5.4 ha 浮野の里 (加須市)
	第3号地 13.5 ha 武藏嵐山渓谷周辺樹林地 (嵐山町)		第7号地 0.7 ha 小川原家屋敷林 (さいたま市岩槻区)		第11号地 6.6 ha 黒浜沼 (蓮田市)
	第4号地 2.3 ha 飯能河原周辺河岸緑地 (飯能市)		第8号地 3.6 ha 高尾宮岡の景観地 (北本市)	合計 55.1 ha	

第5節 森林、緑地の保全等の推進

目標と進捗状況

重点取組施策	重点取組施策指標	目標設定時 (H17年度)	現状値 (H22年度)	目標値 (H23年度)	指標の定義・選定理由
身近な緑の保全と創出の推進	緑の保全面積 (ha)	111	160	252	①特別緑地保全地区（近郊緑地特別保全地区を含む）②緑のトラスト保全地③保全のため公有地化した緑地面積、の合計。
	うち緑のトラスト保全地の面積 (ha)	33.5	58.8	59	①緑のトラスト保全地②まちのエコ・オアシス保全地の合計。
	緑の創出面積 (ha)	42	567	630	緑化計画届出制度による、建築物の敷地内や、屋上、壁面、駐車場における緑化面積。
	県営公園の整備面積 (ha)	1,232	1,269	1,290	県営の都市公園として開設されている公園面積。

「みどりと川の再生」の進捗



みどりの再生（平成22年度の取組）

森林の保全・活用

H20～22
の実績

2,350 ha

の森林を再生

4年間
(H20～23)
の目標

3,000 ha

身近な緑の 保全・創出・活用

H20～22
の実績

137 か所

の身近な緑を保全・創出

4年間
(H20～23)
の目標

100 か所

環境に関する意識の醸成、 県民運動としての みどりの保全と創出

H20

50 団体

H21

58 団体

H22

51 団体

の県民提案事業を支援

1 森林の保全・活用

（1）水源地域の森づくり

浦山ダムなど6つのダム上流域の荒廃した森林について、針葉樹と広葉樹が混じり合った針広混交林に向けた整備や広葉樹植栽を行いました。

（2）県民参加による里山・平地林再生

竹やササが侵入し荒れてしまった里山や平地林で竹の伐採やササの刈り払いなどを行いました。

また、森林の少ない地域に県民参加で森林を造成する「本多静六博士の森づくり」を2か所で実施しました。

2 身近な緑の保全・創出・活用

（1）屋上緑化・壁面緑化・学校緑化

市町村施設や民間施設の緑化に補助金を交付とともに、県の事業としても緑化を行いました。これにより熊谷駅ビルなど3施設で屋上緑化を、越谷総合技術高校など18の学校や施設で壁面緑化を、朝霞市立朝霞第四小など26の学校や施設で芝生化や植樹による緑化を進めました。

（2）校庭・園庭の芝生化

子どもたちが緑に触れ合う環境を整備するために、学校の校庭や幼稚園・保育所の園庭芝生化を進めました。

3 環境に関する意識の醸成、県民運動として のみどりの保全と創出

（1）団体活動の支援

「みどりの埼玉づくり県民提案事業」により県民が行うみどりの再生活動などへの補助として、里山の保全や公園等への植樹など51の取組を支援しました。

（2）みどりと川の再生埼玉フォーラム

みどりと川の再生を実感いただく「みどりと川の再生埼玉フォーラム」を嵐山町で、生活から環境を考える「埼玉グリーンエコフェスタ」を川口市で開催するなど環境に対する意識を高める取組を行いました。

（3）県民ムーブメントの創出に向けて

県民一人ひとりが一本の木を植えることで、720万本の“森”を目指す「県民一人一本植樹運動」を展開し、約3万本の卒業記念樹の配布やイベントでの苗木配布を行い、植樹運動への参加を訴えました。

また、昨年に引き続き、県民が自ら植えた木をホームページに登録する「植樹エントリー」を開始するなど、参加意識を高める取組を実施しました。その結果、平成22年度の植樹本数は約110万本となり、平成21・22年度の2か年では200万本を突破しました。

さらに、企業との連携によって、「彩の国みどりの基金」への寄附を組み込んだ商品を販売するなどし、平成22年度においては基金への寄附金が4,900万円に達しました。



川の再生（平成22年度の取組）

「清流の復活」 「安らぎとにぎわいの空間創出」 水辺再生100プラン

H22
完成

30
か所

の身近な水辺の再生

100
か所

拡大する 里川づくり県民運動

240,000
人

- 台所等生活排水一斉取組
- 河川浄化・清掃活動
- 環境学習
- 川ガキ養成等啓発イベント

地域活動の中心となる 川の守り人の拡がり

水すましクラブ

233
団体

水辺のサポーター

221
団体

1 水辺再生100プラン

「川の再生」のリーディング事業として、平成20年度からの4年間で100か所の水辺を整備しています。平成21年度には、モデルとなる5か所、芝川、藤右衛門川、柳瀬川、元荒川及び東京葛西用水で集中的に事業を進め、それぞれ特徴ある再生を行いました。また、県全体では、平成22年度末までに30か所の「川の再生」が完成しました。

「川の再生」については、計画段階から整備後の維持管理まで、市町村、自治会等の地域の方々と意見交換を行いながら進めているところであり、平成23年度末までに、県内100か所の再生に取り組みます。

2 里川づくり県民運動

平成20年度から、川に恵まれた美しいふるさと埼玉を次代に引き継ぐため始まった里川づくり県民運動。県では、人との関わりを通して、水や生き物の豊かさが育まれる水辺を「里川」としました。県民が川に愛着を持ち、関心を持ってもらい、そして県民自らが川を汚さない生活を実践する。これを継続してもらうことで里川が育まれます。この3年間、県内67か所で、河川清掃活動や環境学習など様々な取組に240,000人が参加しました。

このうち、川の汚れの原因の7割以上を占める生活排水を極力少なくするために、地域で一斉に取り組んでもらう生活排水対策には、53,100人が参加しました。

3 「川の国埼玉」の実現への気運の醸成

（1）彩の国水すましクラブ

里川づくりに向けた草の根活動を推進する団体により構成されるクラブです。平成14年度に42団体で始まったクラブも平成22年度末には233団体となり、登録数は着実に伸びています。その活動は、多岐にわたり河川の清掃活動、水質や生き物の調査、環境教育や自然体験活動などを行っています。こうした団体が里川づくりの核となり、里川づくり県民運動が地域に定着していくことが期待されています。

（2）水辺のサポーター

河川管理者に代わって川の美化清掃などの維持管理活動を実施する団体「水辺のサポーター」の登録を進めています。平成17年度に制度を創設してから登録数は順調に増加し、平成22年度末現在、221団体が「川の再生」に参加しています。

（3）川の再生交流会

平成23年1月29日には、「川の再生交流会～広げよう川の守り人～」を開催し、初心者からベテランまでの「川の守り人」600人が参加しました。第3回川の国埼玉フォトコンテストなどの表彰式や4つの団体の活動事例発表が行われたほか、水質浄化や地域づくりなど6テーマに分かれた分科会を開催し相互交流を図りました。また、初めて実施した「川の国埼玉検定（中・上級編）」には、埼玉の河川に関する幅広い知識を習得する機会として、日ごろから河川浄化活動を行なっている多くの方が参加しました。今後も川の活動を通して地域の交流を活発化し、共助によって守り育てられる「川の国埼玉」を目指していきます。

第6節 生物多様性の保全

現況と課題

本県には、多くの野生生物が生息・生育していますが、都市化の進展に伴い、絶滅したり絶滅のおそれのある種が動物787種、植物1,035種と多数にのぼっています。

また、近年はニホンジカやニホンイノシシ等一部の野生動物が増加し、生息地域の森林生態系に影響を与えるとともに、中山間地域における人口減少などとあいまって、農林業に大きな被害を与えています。アライグマやブラックバス等外来生物も増えており、生態系への悪影響も懸念されています。

多様な生物によって構成される生態系は、様々な恵みを人間にもたらすとともに全ての生物の生存基盤となっています。生物多様性を将来にわたって損なうことなく自然と人間が共生していくため、希少な野生生物から身近な生物までを含めた全ての生物を生態系として総合的に保全する方策を講じる必要があります。

講じた施策

生物多様性を阻害する要因は、都市化に伴う緑地の減少、河川や池沼の水質悪化など、人間の様々な活動によるものがある一方、里山の荒廃等、自然に対する人間の働きかけが減っていることによるものもあります。そこで、本県では、次のような施策を講じました。

1 生物多様性保全県戦略の普及・啓発

これまでの県の生物多様性保全の取組と県内の自然環境保護団体の活動内容などを「人と自然が共生する埼玉ヘーゲリーンアクションデータブック」として取りまとめました。また、「生物多様性保全県戦略」の概要版「生物多様性を考えよう」を配布し、生物多様性を保全する意義や行動の重要性を普及啓発しています。

2 希少野生生物の保護

県内に生息・生育する野生生物の中から保護の必要性が高い希少野生動植物の特定を行い、保護施策の基礎資料としてレッドデータブックを作成し、概ね6年ごとに見直しを行っています。

<動物編>

「さいたまレッドデータブック動物編」1996
「改訂・埼玉県レッドデータブック2002動物編」2002
「埼玉県レッドデータブック2008動物編」2008

<植物編>

「さいたまレッドデータブック植物編」1998
「改訂・埼玉県レッドデータブック2005植物編」2005

また、希少野生動植物の種の保護を図り、県民共通の財産として次代に継承するため、平成12年3月に埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例を制定しました。平成12年12月には、ムサシトミヨなど17種、平成13年12月にはトダスゲなど5種、あわせて22種を県内希少野生動植物種に指定して、その捕獲・採取を制限しています。平成21年度までに、このうちの15種の保護管理事業計画を策定し、保護対策を実施しています。

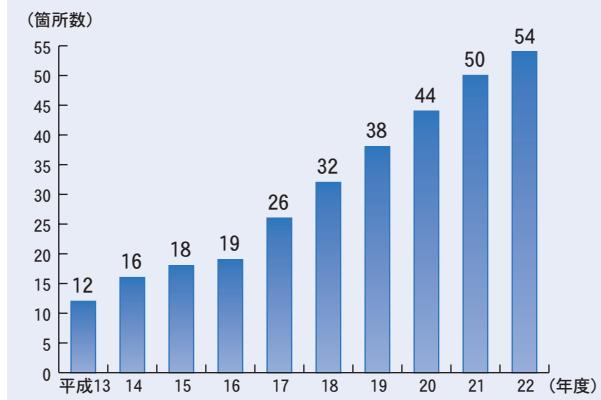
写真1-6-1 ムサシトミヨ



写真1-6-2 トダスゲ



図1-6-1 保護増殖実施箇所数の変化



3 鳥獣保護区等の設置

鳥獣の生息環境を保全整備し、狩猟の適正化を図るために、平成22年度までに鳥獣保護区65か所30,452ha、特定獵具使用禁止区域（銃）125か所195,433ha等を指定しています。

鳥獣保護区は、鳥獣の保護繁殖を図るために指定するもので、区域内では狩猟を禁止しています。特定獵具使用禁止区域（銃）は、銃による危険を未然に防止するために指定しています。

4 狩猟の適正化

狩猟者の資質の向上を図り、狩猟の一層の適正化を図るために、狩猟免許試験、適性検査等を実施しており、平成22年度は新たに159人の狩猟免許を交付するとともに、524人の狩猟免許を更新しました。平成22年度

I 恵み豊かで安心・安全な地域社会の実現

末の有効免許件数は、5,592人です。

また、鳥獣保護員（平成22年度は84人）を設置し、狩猟の取締り、鳥獣の生息状況調査などを行いました。

写真1-6-3 狩猟免許試験
：技能試験（わな）



5 鳥獣保護思想の普及

鳥獣保護思想の普及啓発を図るため、愛鳥週間ポスターの原画の募集を行い、平成22年度は589点の応募がありました。

6 野生動物レスキュー（傷病野生鳥獣の保護）

傷病野生鳥獣を治療するため、県獣医師会に委託して、平成22年度は50の保護診療機関を指定し、906羽（頭）を治療しました。さらに、治療後の鳥獣が再び自然に復帰できるまで保護する傷病野生鳥獣保護ボランティア事業を実施しており、平成22年度は、個人のボランティア95人と学校8校を保護ボランティアとして登録しています。

7 野生鳥獣生息状況調査

県内のガン、カモ、ハクチョウ類の冬期生息状況等を把握するため、ガンカモ類の生息調査を平成23年1月8日～10日に県内171か所の河川、池沼、湿地等で行い、20種33,013羽の生息を確認しました。県内に生息するカワウの生息状況等を把握するため、カワウ生息状況調査を平成22年8月～平成23年3月に7か所のねぐら、2か所の繁殖地で実施しました。

8 野生鳥獣の保護管理

生息域の拡大により農林業被害が著しいニホンイノシシ、ニホンジカについて、平成19年度に策定した特定鳥獣保護管理計画に基づく対策を行うとともに、狩猟者の減少や高齢化が進んでいることから、ニホンイ

ノシシ、ニホンジカの個体数調整の担い手となる狩猟者を育成・確保するための保護管理担い手研修（1回67名）や共同捕獲実施研修（2回64名）を実施しました。

9 外来生物による被害の防止対策

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に基づき特定外来生物に指定されている生物のうち、県内において生態系や人の生命・身体及び農林水産業への被害防止対策が必要な生物は、アライグマ、カミツキガメ、コクチバス、オオクチバス、ブルーギルの5種類です。

特に、アライグマについては、平成19年に策定した埼玉県アライグマ防除実施計画の見直しを行い、計画期間を平成33年3月まで延長するとともに、県内全ての市町村と連携して計画的な防除を進めていくことをしました。

また、今後は、市町村が実施している計画防除に加えて、県が緊急的な防除を実施し、捕獲圧を強めていきます。

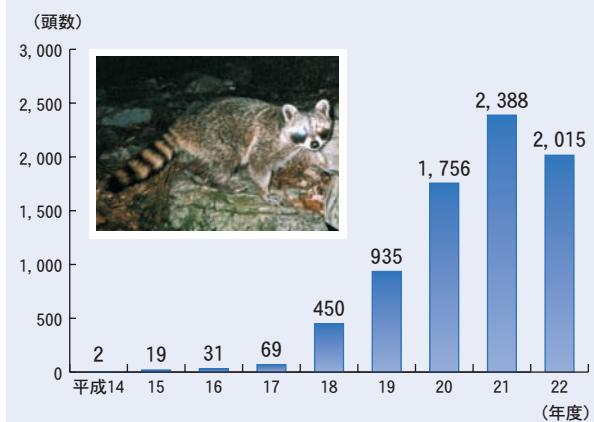
写真1-6-4 カミツキガメ



写真1-6-5 ブルーギル



図1-6-2 アライグマの捕獲頭数の推移



目標と進捗状況

重点取組施策	重点取組施策指標	目標設定時 (H17年度)	現状値 (H22年度)	目標値 (H23年度)	指標の定義・選定理由
希少野生動植物保護増殖の推進	希少野生動植物の保護増殖箇所数	26	54	62	希少野生動植物の保護増殖活動を県民と協働して着実に実施する箇所数。

第7節 環境と共生する地域づくりの推進

現況と課題

今日の環境問題は、自動車交通公害や生活排水汚染などの都市・生活型公害や、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムによる廃棄物・リサイクル問題、さらには地球温暖化問題などその原因は様々で複雑化しています。対策に当たっては法令などの規制によるもののか、地域からの草の根的な取組が重要です。これらの取組においては、単に環境の負荷を低減するのにとどまらず、各地域の地域的特性を活かした景観の保全・創造や歴史・文化的環境の保全など、環境と共生する地域づくりを一層推進する必要があります。市町村や地域で活動するNPO等の団体や企業と連携し、適切な役割分担のもと、地域固有の美しい景観を、人々の心に残る埼玉の原風景として守り育て、次の世代に引き継いでいく必要があります。

講じた施策

1 環境と共生した地域づくりの推進

地域の実情に応じた環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的推進のため、市町村が主体的に策定・推

進する環境基本計画に対して必要な助言を行いました。

また、埼玉県国土利用計画や土地利用基本計画などに基づき、市町村における国土利用計画及び土地利用に関する諸計画の策定に対して助言を行いました。

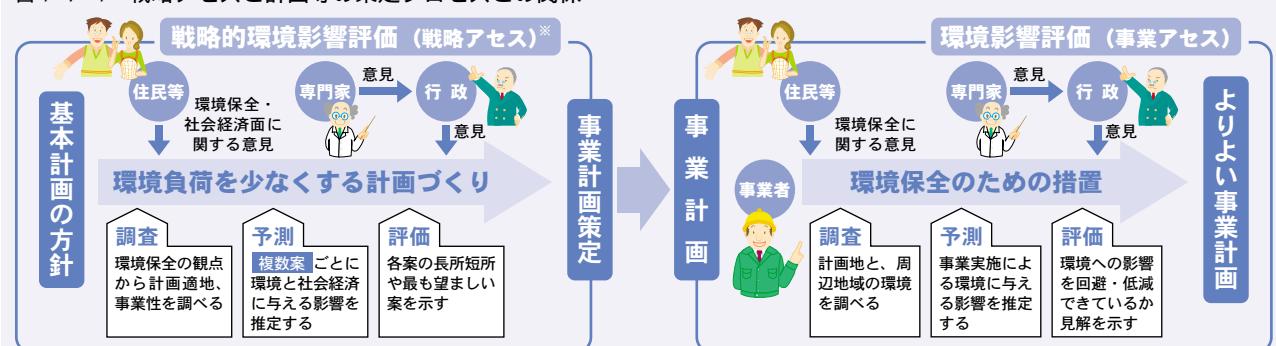
2 環境影響評価制度の推進

県では、昭和56年2月、「環境影響評価に関する指導要綱」を制定し、同年6月から環境影響評価制度を運用してきました。その後、その運営をより公正・確実なものとするために条例化を図り、平成6年12月に環境影響評価条例を公布、翌7年12月から施行しています。さらに、平成14年4月から埼玉県戦略的アセスメント制度を導入し計画等の立案段階において、幅広く環境配慮のあり方を検討しています。

平成22年度末までの手続件数は、法によるもの4件、条例によるもの23件でした。

また、戦略アセスメントは平成22年度末までに、「彩の国資源循環工場第Ⅱ期事業基本構想」「圏央道幸手IC（仮称）東側地域の整備計画」「圏央鶴ヶ島IC周辺地域整備基本構想」等5件について実施しました。

図1-7-1 戦略アセスと計画等の策定プロセスとの関係



本制度は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある開発事業等の実施前に、事業者自らが事業の実施による環境への影響を調査・予測・評価し、これを公表するとともに、地域住民等から環境保全上の意見を聴き、これを事業計画に反映させることにより、公害の防止や自然環境の保全を図るための制度です。

※県が策定する計画が対象。市町村が策定する計画も市町村の同意があれば適用。

目標と進捗状況

重点取組施策	重点取組施策指標	目標設定時 (H17年度)	現状値 (H22年度)	目標値 (H23年度)	指標の定義・選定理由
環境と共生した地域づくりの推進	環境基本計画策定市町村数	43	48	57	市町村における環境基本計画の策定は、地域が主体となり実情に応じた取組を計画的に推進するものであることから選定。

第8節 地球温暖化防止対策等の地球環境問題への対応

現況と課題

地球の温暖化やオゾン層の破壊、酸性雨による汚染など、地球規模での環境問題が深刻化しています。とりわけ地球温暖化については、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の第4次評価報告書において、その原因は人為起源の温室効果ガスとほぼ断定され、また、今後の気温上昇により、様々な分野で影響が出ることが示されました。

平成9年に採択された、先進国の温室効果ガス削減目標などを示した「京都議定書」が平成17年2月に発効し、日本は平成20年（2008）から平成24年（2012）の間に平成2年（1990）の排出量と比較して温室効果ガスを6%削減することを求められています。

その後政府は、平成22年1月に「公平かつ実効性のある温暖化対策の国際的枠組みの構築」を条件として、2020年までに1990年比25%削減を条約事務局に提出しました。また、国会に提出された地球温暖化対策基本法案については、平成23年10月に開会した第179臨時国会に至るまで継続審議となっています。

なお、平成25年（2013）以降の枠組みについては、平成22年12月に開催された国連気候変動枠組条約第16回締約国会議（COP16）においても正式合意には至らず、平成23年11月に南アフリカで開催されるCOP17に持ち越されることとなりました。

本県の温室効果ガス排出量は原子力発電所の稼働等の影響を除くと、近年は横ばいからやや減少の傾向にあります。しかし、基準年（1990）と比較すると、人口や世帯数の増加、家電製品や自動車の保有台数など

図2-8-1 部門別二酸化炭素排出量

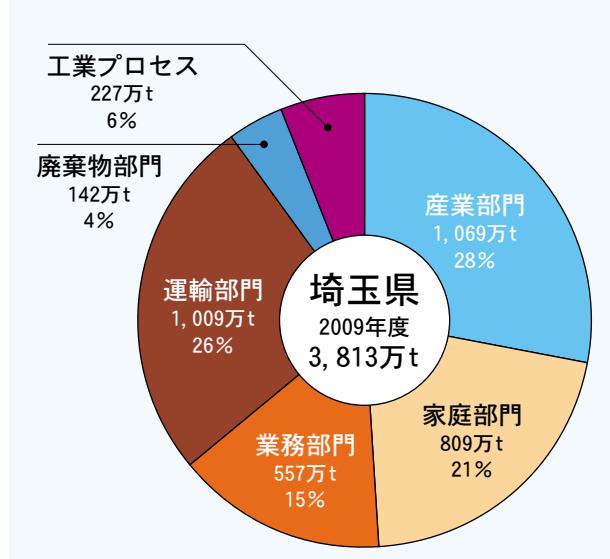
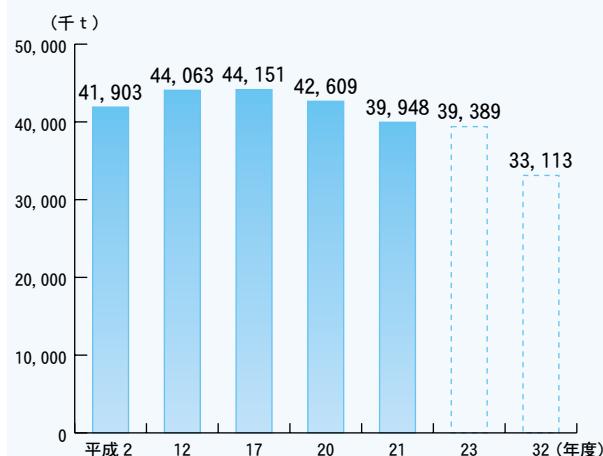


図2-8-2 埼玉県の温室効果ガスの総排出量の推移及び削減目標



の大幅な増加により、家庭やオフィスビル、自動車などから排出される二酸化炭素の量は増加しています。産業部門では基準年（1990）と比較すると二酸化炭素の排出量は減少していますが、県の排出量に占める割合は30%近くであり、依然として最も大きな割合を占めています。

本県では、平成21年2月に、「ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2050（埼玉県地球温暖化対策実行計画）」を策定し、平成32年度（2020）の温室効果ガス排出量を平成17年度（2005）に比較して25%削減する中期的な目標を設定しました。計画では、目指すべき将来像や、目標設定型排出量取引制度の導入、太陽光発電の普及拡大などの早急に取り組むべき対策などを示しています。

さらに、計画の実効性を担保し、地域総ぐるみで温暖化対策を推進するため、平成21年3月に「埼玉県地球温暖化対策推進条例」を制定しました。条例では、地球温暖化に関する、県、事業者、県民等の責務を規定したほか、事業者、建物、自動車、家電など各分野における具体的な対策を盛り込んでいます。

今後も、計画や条例に基づき、県民、事業者、市町村、県、国などが連携・協力して、県民総ぐるみで温暖化対策を着実に実施していく必要があります。

講じた施策

1 家庭でできる地球温暖化対策の普及啓発や学校・地域における環境学習の充実

埼玉県地球温暖化防止活動推進センターや埼玉県地球温暖化防止活動推進員と連携して、県民、団体、事業者などに対して地球温暖化対策の普及啓発を行いました。

II 持続可能な循環型社会の構築

(1) 家庭やオフィス等での取組

家庭でできる温暖化対策として、簡単なチェックシートを使って1日エコライフを実践する「エコライフDAYキャンペーン」を、夏と冬の2回実施しました。参加者は年々増加しており、平成22年度は118万人の県民が参加しました。また、オフィス等で冷暖房温度を控えめに設定し、夏は深夜化するライフスタイルの見直し、冬は早目の帰宅でエコライフで過ごす「夏・冬のライフスタイルキャンペーン」を実施し、717の企業・団体の参加をいただきました。

また、地域や学校などにおける環境学習の支援のため、環境アドバイザーや環境教育アシスタントを派遣したほか、子どもたちが取り組む「こどもエコクラブ」の活動を促進するなどの取組を進めました。

(2) 深夜化するライフスタイル・ビジネススタイルの見直しに関する意識の醸成

深夜化するライフスタイルの見直しで、特別な設備改修や投資を行うことなくCO₂の削減ができます。平成21年度に熊谷市・草加市で実施した社会実験の結

第8節

家庭の電気ダイエットコンクール

本県のCO₂排出量の21%は、家庭のエネルギー使用を原因としています。テレビや照明のスイッチをこまめに切ったり、冷暖房を控えめにしたりして、家庭で電気を節約すれば、地球温暖化の原因となるCO₂の削減につながります。

そこで県では、家庭の電気ダイエットコンクールを実施しています。これは、1か月間（8月分の電気の検針期間）各家庭で節電して、昨年と同じ時期の電気使用量との比較で、電気の削減率等を競うものです。平成22年度は、約1千2百世帯に御参加いただき、最大57%の電気使用量が削減されました。家庭における、より継続的な省エネ行動を支援していきます。

写真2-8-1 表彰式の様子



果、実験前の夜間と比べて2.6%のCO₂が削減できました。同年度に実施した実態調査の結果と併せて推計すると、深夜化の見直しにより県全体のCO₂排出量の1%程度が削減できることになります。

このような結果を踏まえ、12月に「深夜化見直しシンポジウム」を草加市内で開催し、知事プレゼンテーション、有識者による講演、パネルディスカッションなどを通じて、深夜化するライフスタイルの見直しについて考える機会を提供しました。

今後も地元住民の皆様や事業者の理解と協力を得ながら、地域の実情に応じた取組が進められるよう、さまざまな機会を捉えて粘り強く啓発を進めていきます。

写真2-8-2 深夜化見直しシンポジウム



2 環境負荷低減に向けた事業者の取組の推進

埼玉県地球温暖化対策推進条例に基づき、一定規模以上の事業者に温室効果ガスの排出量を削減するための「地球温暖化対策計画」の作成・提出・公表を義務づける地球温暖化対策計画制度※の運用を平成22年度から開始しました。平成22年度は、1,087事業所が計画書を提出しました。

また、平成23年度から開始する大規模事業所を対象とした「目標設定型排出量取引制度」の円滑な導入に向け、目標削減率などの主要事項を公表し、事業者への周知を図りました。

このほか、環境マネジメントに積極的に取り組み、CO₂削減に優れた取組をしている中小規模事業者を県が独自に認証する「エコアップ認証制度」の普及促進を図りました。

※：埼玉県生活環境保全条例に基づく「彩の国エコアップ宣言制度」は平成21年度末をもって終了し、平成22年度からは埼玉県地球温暖化対策推進条例に基づく地球温暖化対策計画制度に移行しました。

なお、平成23年度に合計1,000事業者の方にエコアップ宣言に取り組んでいただくという目標値は、新計画制度に引き継ぐこととなりました。

表2-8-1 彩の国エコアップ宣言事業者の推移

提出年度	平成17	18	19	20	21	22
提出事業所数	406	535	604	666	705	1,087*

* 22年度から地球温暖化対策計画制度に移行

3 省エネルギー対策及び再生可能エネルギー導入の普及促進

(1) 県庁の率先実行

県では平成19年度に策定した「第2次埼玉県地球温暖化対策実行計画」に基づき、県のすべての機関で庁舎の昼休み消灯、空調温度の適正化、エレベーターの間引き運転、パソコン等の待機電力の削減などに率先して取り組みました。とりわけ、省エネルギーの取組として夏と冬にライフスタイルキャンペーンを実施して、冷暖房温度（夏は28°C、冬は20°C）の適温設定などを県民や事業者にも呼びかけました。

県庁の平成22年度の温室効果ガス排出量は、24万8,079 t-CO₂であり、平成21年度に比べて0.8%増加しています。一方、基準年である平成11年度に比べると15.0%減少しています。浄水場における高度水処理の開始や夏季の気温が高かったことなどにより、エネルギー使用量が増加し、温室効果ガス排出量が増加しました。

表2-8-2 埼玉県庁の温室効果ガスの排出量

(単位: t-CO₂)

年 度	排 出 量	対基準年比	対前年比
平成11	291,987	—	—
平成12	291,967	100.0%	100.0%
平成13	288,867	98.9%	98.9%
平成14	289,321	99.1%	100.2%
平成15	286,543	98.1%	99.0%
平成16	287,080	98.3%	100.2%
平成17	285,887	97.9%	99.6%
平成18	285,737	97.9%	99.9%
平成19	280,995	96.2%	98.3%
平成20	261,040	89.4%	92.9%
平成21	246,165	84.3%	94.3%
平成22	248,079	85.0%	100.8%

(2) エネルギーの有効利用

① 普及・啓発

エネルギーの有効利用を目指した地域社会の実現に主体的に取り組んでもらうため、県民を対象に、省エネなどのエコライフを普及する「エコライフDAYキャンペーン」を夏・冬2回実施しました。

また、「実践しよう！ 地球温暖化防止への取組「はじめよう」「つづけよう」「ひろげよう」」をテーマに、各都県市が率先して消灯等を実践するとともに、ポスターを活用して住民や事業者への呼びかけを行う

「九都県市地球温暖化防止一斉行動（エコウェーブ）」を実施しました。

県では7月7日の一斉退庁を徹底するとともに、県内各市町村に対しても協力を呼びかけ、全市町村で庁舎の一斉消灯等を行いました。また、セミナーや展示により地球環境とライフスタイルを考えるイベントとして「クールアース・デーIN埼玉 2010」を開催しました。

写真2-8-3 クールアース・デーIN埼玉 2010



② 公共交通機関の利用促進

マイカーの利用と比べて鉄道やバスなどの公共交通機関は、一人あたりのエネルギー消費量が少なく、効率的な交通手段です。これら公共交通機関の利用を促すため、平成22年度は、過度なマイカー利用から公共交通機関への自発的な転換を促すモビリティ・マネジメントを熊谷地域の住民・事業所・学校を対象に実施するとともに、路線バスの利便性・快適性の向上を図るために、ノンステップバスの導入に対する助成を47台行いました。

③ 再生可能エネルギーの導入

二酸化炭素の排出抑制を中心とした省エネルギー対策の推進と並行して、再生可能エネルギーなど低炭素で地球にやさしいエネルギー社会への転換を着実に進めいくことが重要です。特に、本県は快晴日数が過去10年間のうち7年間日本一という晴れの日が多い県であることから、この特性を生かした太陽光発電設備の導入を促進しています。

① 住宅用太陽光発電設備の普及拡大

住宅用太陽光発電の飛躍的な普及拡大を図るため、平成21年度から県独自の補助制度を開始しました。

平成22年度に県の補助金を活用して太陽光発電設備を設置した住宅は6,841件にものぼります。これらの太陽光発電設備設置による二酸化炭素の年間削減量は、約8,700 tとなります。これは、約1,900haのブナ林が一年間に吸収する二酸化炭素の量に相当します。

II 持続可能な循環型社会の構築

② 市民共同発電への支援

NPO法人や自治会などの市民団体等が寄付金を募り、太陽光発電設備を幼稚園などの教育施設や公民館などの公共性の高い施設に設置する市民共同発電に対し、助成を行いました。

平成22年度は、自治会館と保育園の計2施設に合計7.8kWの太陽光発電設備が設置されました。

③ 民間事業者への導入支援

県では、環境問題に取り組む県内中小企業等に設備導入資金を長期かつ低金利で融資する「環境みらい資金」制度を設けています。

平成20年度から「太陽光発電特別枠」を設け、太陽光発電システムを導入しようとする県内事業者に対し、年1.10%（信用保証協会の信用保証を付した場合は年0.80%）の低金利で融資が受けられるよう支援をしています。平成22年度は、2事業者の太陽光発電システム（89kW）の導入に対し、44,200千円の融資が実行されました。

④ 埼玉県ソーラー拡大協議会の活動促進

太陽光発電に関するソーラーメーカー、住宅メーカー、金融機関、電力会社、NPO法人などが相互に連携し、太陽光発電の飛躍的な普及拡大を推進するために埼玉県ソーラー拡大協議会を組織しました。平成22年度は協議会を3回開催し、「住宅用太陽光発電設備 安全・安心設置のための心得と責務」を取りまとめ公表しました。

また、県民に太陽光発電に係る有用な情報を提供するためのホームページを開設しました。

⑤ バイオマスエネルギーの利用

木質バイオマスのペレット燃料化や発電が行われているほか、レストランなどの廃食用油を原料としたバイオディーゼル燃料が年間約1,200㎘生産されるなど、バイオマスのエネルギー利用も始まっています。

（4）県有施設における太陽光発電の率先導入及びエネルギーの有効活用

県では再生可能エネルギーの活用やエネルギーの有効利用を図るために、県有施設への太陽光発電の率先導入、既存施設の設備改修やESCO事業の導入に取り組みました。

① 太陽光発電の率先導入

県は、これまでに県営住宅や県立高校など130（平成23年3月末現在）の県有施設に太陽光発電設備を設置しました。平成22年度はさいたまスーパーアリーナに出力300kW（合計出力350kW）、大宮長山団地に出力35kW、危機管理防災センターに出力30kWの太陽光発電設備を設置するなど、あわせて11施設に導入し発電を

開始しました。県有施設における総発電容量は、一般家庭729世帯分に相当する2,551kWとなりました。

写真2-8-4 さいたまスーパーアリーナ



② ESCO (Energy Service Company) 事業の導入

ESCO事業とは、建物の省エネルギー対策を専門とするESCO事業者との契約により、少ない経済負担で確実に省エネルギーを実施するものです。ESCO事業者が省エネ診断、改修、導入設備の保守・運転管理、効果の保証などのサービスを提供し、顧客は光熱水費の削減分からESCO経費を支払います。県では、省エネルギー化と省力化を効率的・効果的に進めるために県有施設9か所で導入しています。

導入した9つの県有施設

総合リハビリテーションセンター、浦和合同庁舎、小児医療センター、循環器・呼吸器病センター、県民活動総合センター、障害者交流センター、環境科学国際センター、本庁舎、嵐山郷

表2-8-3 県有施設でのESCO事業の導入結果

（平成22年度）

	嵐山郷
光熱水費等の削減額	約21,188,000円
ESCO事業者への支払額を除いた県の利益	約1,339,000円
省エネルギー量 (原油換算)	約125,000リットル (ドラム缶625本)
二酸化炭素削減量	約368トン

（5）埼玉県地域グリーンニューディール基金を活用した市町村の温暖化対策への支援

県では、地球温暖化対策などに係る事業を実施するため、国から交付された補助金841,000千円を既存のさいたま環境創造基金に「地域グリーンニューディール分」として積み立てました。

平成22年度は、この基金を活用して市町村や民間事

業者を支援する7事業を行いました。

(6) 省エネルギー設備の導入

① 住宅用設備の導入促進

既存住宅のエネルギー効率向上に寄与する設備等の導入を促進し、家庭部門における二酸化炭素排出量の削減を図るため、平成22年度から補助制度を開始しました。

県の補助金を活用して窓などの断熱改修の施工に併せて省エネ設備を設置した住宅は210件にのぼります。これらの省エネ設備による二酸化炭素の年間削減量は、約284tとなります。これは、約62haのブナ林が一年間に吸収する二酸化炭素の量に相当します。

② 民間事業者への導入促進

事業者が実施するCO₂削減設備の導入を支援するため、平成22年度から埼玉県民間事業者CO₂排出削減設備導入補助金を創設しました。CO₂排出削減につながる複合的又は一体的な設備整備が補助の条件で、平成22年度は、高効率空調設備と高効率照明設備の複合的整備など9件45,660千円の補助を行いました。

③ 各種団体への導入促進

各種団体等が行う独創的な温暖化対策の取組を支援することで、先進的な温暖化対策の地域への導入を促進するとともに、モデルとして広く発信することにより県内に普及させることを目的として、平成22年度から「先進的温暖化対策地域導入モデル事業」補助制度を開始しました。

平成22年度は商店街振興組合と自治会の2団体に助成し、太陽光パネル付きLED街路灯の設置や共用部照明のLED化、人感センサー設置による省エネ化などが実施されました。

4 自動車地球温暖化対策の推進

自動車から排出される二酸化炭素の削減を図るために、埼玉県地球温暖化対策推進条例に基づき様々な対策を開拓しています。

(1) 自動車地球温暖化対策計画の推進

30台以上の自動車（軽・二輪を除く）を使用する事業者については、二酸化炭素の削減目標や削減に向けての取組等を記載した自動車地球温暖化対策計画の提出を求めました。

(2) 自動車地球温暖化対策実施方針の推進

自動車地球温暖化対策実施方針の提出対象事業者に対し、条例に基づき立入検査を実施し、二酸化炭素の削減に向けた取組の推進を図りました。

(3) 自動車使用から自転車使用への転換

県は埼玉りそな銀行と共に、自動車から排出される二酸化炭素の削減を図るために、業務で使用する自動車を電動アシスト自転車に切り替える「e-サイクルシェアリング埼玉」を実施しました。

5 エコドライブの普及促進

エコドライブの実施による省エネ効果は10数%と見込まれ、県民の3割がエコドライブを実施すると、二酸化炭素の排出量の1%が削減できます。

本県では、地球温暖化の防止と大気環境の改善に効果的なエコドライブの普及・促進のため、運転免許センターの待合室での啓発用DVDの放映やリーフレット、ステッカーを県内自動車販売店へ配布するなど普及促進を図りました。

さらに、エコドライブ推進者など自動車を使用する事業者の担当者約500名を集め、エコドライブ講習会を開催し、エコドライブの普及啓発に努めました。

写真2-8-5 エコドライブ講習会風景



6 フロン類の回収の促進

フロン類は、オゾン層の破壊と温室効果が問題となっています。フロン類のうち主なオゾン層破壊物質は生産禁止となっていますが、その他の物質は生産が継続されています。

よって、フロン類は過去に生産された生産禁止物質も含め、オゾン層保護および地球温暖化対策の観点から適切な回収及び破壊が求められています。

このため、フロン類は、フロン回収破壊法に基づく業務用冷凍空調機器からの回収、自動車リサイクル法に基づくカーエアコンからの回収及び家電リサイクル法に基づく家庭用の冷蔵庫、冷凍庫及びエアコン等からの回収が義務づけられています。

県では、フロン回収破壊法、自動車リサイクル法による規制を行い適切な回収を推進しています。

平成22年度、県内のフロン類回収量は表2-8-4のとおりです。

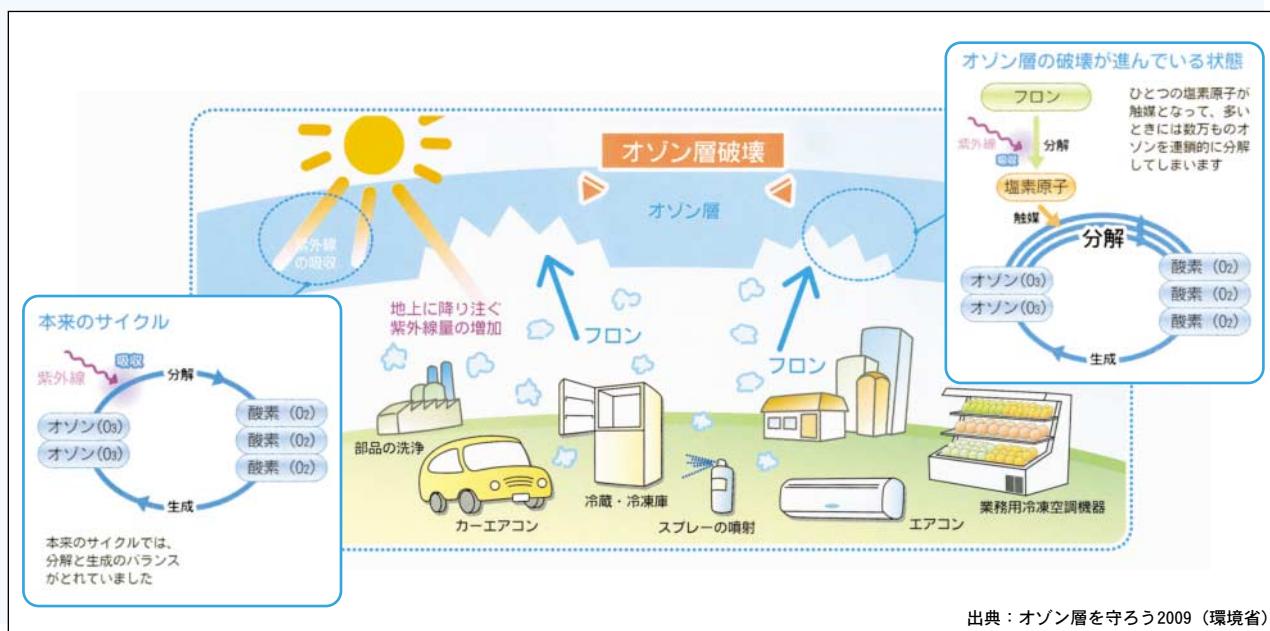
II 持続可能な循環型社会の構築

表2-8-4 フロン類の回収量

年度	フロン回収破壊法		自動車リサイクル法*					合計	
	県		さいたま市		川越市	小計			
	廃棄	整備	県	さいたま市	川越市	小計			
22	110.1	61.6	171.7	36.5	11.7	8.7	56.9	228.6	

* 自動車リサイクル法によるフロン類の回収量は、(財)自動車リサイクル促進センターの公表値から算出。

図2-8-3 オゾン層破壊の仕組み



目標と進捗状況

重点取組施策	重点取組施策指標	目標設定時 (H17年度)	現状値 (H22年度)	目標値 (H23年度)	指標の定義・選定理由
家庭でできる地球温暖化対策の普及啓発や学校・地域における環境学習の充実	温室効果ガスの総排出量(CO ₂ 換算)(千t)	44,151	39,948 ※H21年度値	39,386	県内の企業、家庭、運輸等あらゆる活動により排出される温室効果ガスの総量。
	エコライフDAYの参加者数(万人)	16	118	70	1日環境家計簿に取り組む「エコライフDAY」に参加した県民の数。
	彩の国工コアップ宣言事業者数	406	1,087	1,000	環境負荷の低減に取り組む彩の国工コアップ宣言事業者数。
事業者の自主的な取組の推進	県内森林による二酸化炭素吸収量(CO ₂ 換算、()内はC換算)(千t)	295 (80)	342 (93)	334 (91)	県内の森林が1年間に吸収する二酸化炭素の量。
森林の保全と都市の緑の創出					

第9節 ヒートアイランド対策の推進

現況と課題

ヒートアイランド現象とは、都市の中心部の気温が郊外に比べて島状に高くなる現象です。等温線を引くと、都市部を中心に島状に高くなることから「ヒートアイランド：熱の島」と呼ばれています。

この原因として、道路舗装や建築物などによる地表面被覆の人工化及び自動車排気ガス・冷暖房などの人工排熱の増加が指摘されています。また、首都圏で暖められた大気が海風（南よりの風）によって県北部へ運ばれ、ヒートアイランド現象の広域拡大をもたらしているといわれています。過去100年間の平均気温上昇は、全国平均の+1.1°Cに対し熊谷市では+1.9°Cであり、その差0.8°Cがヒートアイランド現象による上

図2-9-1 ヒートアイランド現象の仕組み



昇と推定されます。ヒートアイランド現象により、夏季の気温の高温化、熱帯夜日数の増加、熱中症患者数の増加、さらに冷房使用の増加による二酸化炭素排出量の増加など深刻な影響が出ています。

本県のヒートアイランド現象の実態を詳細に把握し、同現象の対策・緩和に向けて効果的な施策展開が求められています。

講じた施策

1 ヒートアイランドに負けない都市づくりの推進

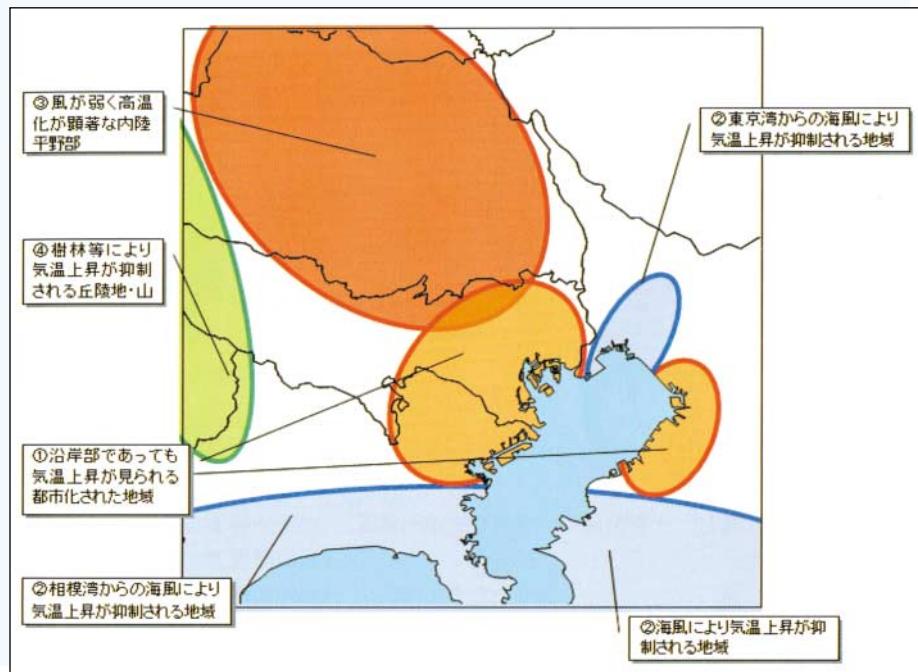
(1) 埼玉県ヒートアイランド対策ガイドラインの策定

地表面被覆の改善、人工排熱の低減、都市形態の改善、ライフスタイルの改善など、ヒートアイランド現象に対する効果的な取組を広く普及させるため、平成21年3月に「ヒートアイランド対策ガイドライン」を策定し、県民向けに情報提供することとしました。

写真2-9-1 ガイドライン表紙写真



図2-9-2 首都圏における熱環境の地域特性



II 持続可能な循環型社会の構築

(2) ヒートアイランド現象調査

平成18年度から県内約50か所の小学校に温度観測装置を設置して、県内の詳細な温度を測定し、ヒートアイランド現象の実態を調査しています。

この結果、熊谷市だけではなく、県南部や東部に広く高温となる地域があることが分かりました。また平成22年度の夏は、調査開始以来最も暑い夏となり、8月の平均気温は平成18年から22年の平均値に比べて2.0℃高くなりました。

図2-9-3 平成18年～22年度までの月平均の分布

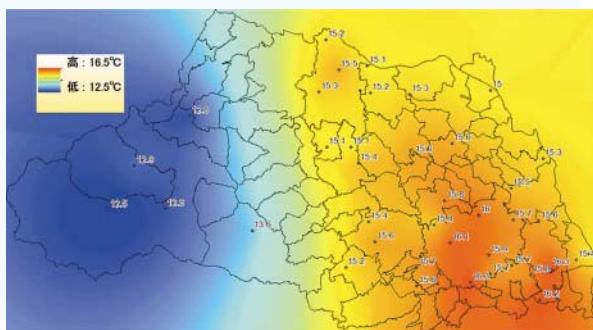


写真2-9-2 百葉箱



第9節

ヒートアイランド対策の推進

(3) ヒートアイランド対策公開検証の情報提供

県庁舎内の敷地で、平成18年から平成20年度にかけて、遮熱性舗装等新技術の効果検証を行い、技術の効果調査や具体的な対策について、報告書を作成しました。

「ヒートアイランド対策ガイドライン」と併せて広く情報提供していきます。

2 人工排熱の抑制対策の推進

(1) 事業者の取組の促進

工場や建築物からの排熱を抑制するため、一定規模以上の事業者に温室効果ガスの排出量を削減するための「地球温暖化対策計画」の作成・提出・公表を義務づける地球温暖化対策計画制度※を推進しました。（平成22年度は1,087事業所が提出）

※ 埼玉県生活環境保全条例に基づく「彩の国工コアップ宣言制度」は平成21年度末をもって終了し、平成22年度からは埼玉県地球温暖化対策推進条例に基づく地球温暖化対策計画制度に移行しました。

(2) 地球温暖化対策の普及啓発

県民のライフスタイルの転換により家庭からの排熱を抑制するため、冷暖房温度を控えめに設定し、夏は深夜化するライフスタイルの見直し、冬は早目の帰宅でエコライフで過ごす、夏・冬のライフスタイルキャンペーンを実施し、717企業・団体が参加しました。また、家庭ができる温暖化対策として、簡単なチェックシートを使って、1日エコライフを実践するエコライフDAYのキャンペーンを夏と冬の2回実施し、118万人の県民が参加しました。

目標と進捗状況

重点取組施策	重点取組施策指標	目標設定時 (H17年度)	現状値 (H22年度)	目標値 (H23年度)	指標の定義・選定理由
ヒートアイランドに負けない都市づくりの推進	緑の創出面積 (再掲) (ha)	42	567	630	緑化計画届出制度による、建築物の敷地内や、屋上、壁面、駐車場における緑化面積。
人工排熱の抑制対策の推進	彩の国工コアップ宣言事業者数 (再掲)	406	1,087	1,000	環境負荷の低減に取り組む彩の国工コアップ宣言事業者数。（現状値は地球温暖化対策計画提出事業所数）